

茨 監 第 1 2 0 号

平成 2 3 年 4 月 2 7 日

様

茨木市監査委員 美 田 憲 明  
同 伊 藤 真 紀

茨木市職員措置請求に関する監査の結果について（通知）

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき平成 2 3 年 3 月 2 日付けで提出された標記の請求について、監査した結果を同条第 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

第1 茨木市職員措置請求（以下「請求」という。）の受付

1 請求人

住所（ 略 ）

氏名（ 略 ）

（請求人は7人である。）

2 茨木市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の提出

措置請求書の提出日は、平成23年3月2日である。

3 請求の内容

請求人提出の措置請求書による請求の要旨及び措置要求は次のとおりである。

（1）請求の要旨

政務調査費の性質と適正な使用の考え方

- （ ）地方議会議員は地方自治法（以下法という）203条により、報酬、費用弁償、期末手当など条例で定めた範囲内で支給を受けられる。議員は非常勤であり、その報酬等の性格は労働者の給与とは異なる（したがって、第三者からの差押額の制限もない）。

かくて、議員として本来職務を全うするために必要な歳費が認められている。

この203条による報酬は、茨木市においては月額にして議長76万円、副議長71万円、常任委員会、議会運営委員会委員長67万円、一般議員66万5000円と高額である。これに期末手当として年2回6月に月額の120%分の2.125倍、12月に120%分の2.325倍の支給を受ける。

それだけでなく、議員の宛職となる職務についても月々高額の報酬が支給されている。したがって、今や議員は年1000万円を越える高額所得者である。

これに対し、年間のうちごく限られた議会や委員会に出席することは、議員の「義務」というべきであるが（但し、欠席・退席しても報酬差し引きもない）、積極的に発言活動することは必ずしも義務化されていない。

もとより、再選や党派支持の拡大という議会活動外の多くの活動は議員の「義務」ではない。議員として要求されるマナーや一定と兼職等の制限を受けるも、その義務付けられた行為に対し報酬は非常に高額である。世界的水準からしても高いことはよく指摘されている。議員に義務化された活動からして、本来議員に期待される議員として見識を高めたり、その自治体の実情を知り調査して議会活動に反映することは、そもそも報酬でもって十分報われるものである。

加えて、議会活動に必要な費用の実費弁償は別途される。従って、本来狭義の報酬や特別必要な費用以外は不要といえた。国会議員における立法事務費のようなものは全く想定されなかったのである。

ところが、東京都など大きな議会での第二の報酬、費用弁償ともいえるべき事実上の「調査研究費」の支給が手前味噌的に全国化した。都道府県、政令市から市町村の一部にまで事実上支給される実情の下にこれが社会問題となり、住民訴訟でも是正を求められることが生じた。そこで、全面禁止でなく限定した条件の下に条例を定めて支給することが検討された。それが地方自治法100条の改正であった。

したがって、「政務調査費」は、本来203条の報酬や費用弁償、期末手当、さらには退職金、退職一時金などで高額の報酬、費用弁償、手当、金員が支給されることを踏まえ、これらでは荷い難い純粋な議員の不可欠な活動としての調査研究に必要な経費であり、且つその一部であることが明らかにされることが条件とされているというべきである。

- ( ) 法100条の改正で条例により「調査研究に資するため必要な経費の一部」が会派または議員に交付することが認められるようになり（法100条13項）本件茨木市の条例もこれに基づくが、これは議員会派または議員のあくまで茨木市議会の議員としての調査研究費用であり、いやしくも政党政治活動、再選挙、支持者拡大の活動とは明確に切り離されたもので、その調査・研究の性格内容が、市の議員としてのものであることの説明責任を果たしうるものとしての職務委嘱が成立しているとしての経費実費の一部補填というべきである。

本件政務調査費の原資は、公金（税金）であり、市民に対してその内容、その額、相当性等説明責任を有するものであるから議員が主観的に自由に使ってよい報酬と異なり、いわゆる「渡し金」の給付金と本質的に異なるものである。

したがって「政務調査費」は、いやしくも私的流用の疑い、また私的利用との混入は避けるべきである。議員としての教養見識を高めるものであってもそれは本来歳費たる月額の給与で賄うべきであり、政務調査費の第二給与化は厳に避けなければならない。

- ( ) 議員が「政務調査費」よく利用するパソコン、プリンター、カメラ等備品、また全て政務調査費に使いきれず残存することになる文具、用具は、結局個人の私物化されるのであり、そもそも私的利用が予定されているといえ、政務調査として不法不当になるものが多いといえる。

特に近時茨木市の議員活動の実態は、政治的立場からする主義主張や自らの再選のための集票準備活動や一部住民の利権擁護や代弁活動（例えば口利き）があり、真に茨木市全体のための公的目的からする市民全体に役立ち、調査研究で議員の正当かつ期待される議会を充実させる活動に有効、効率、経済的な使われ方をしていると言えないものが多い。これは法2条14項等地方自治体関係法の規定する公共性、公益性、効率性ある使用を担保する水準に程遠い。

調査研究費は、議員や会派が使う事実上の一般費用の一部ならよいというものではない。その公正な目的、有効、有用性等を市民に説明できないものは適正な交付でなく、仮に支出してもその返還清算をしなければならないというべきである。

以上の基本的な基準を茨木市議員らの支出している具体的項目についていうと次のとおり認められるものと認められないものの区別ができる。

#### ア 本代（書籍）

書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであること。一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。

#### イ 写真

調査研究用のものであることが判り説明できるもの。その余は認められない。

ウ 送料、切手、ハガキ

政務調査用のものであることが判り説明できるもの。その余は認められない。

エ パソコンその他機器類、PC用紙

他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入や維持費は、本来政務調査研究費でない。これらを一歩調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。

オ 新聞

一般紙など、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。個人家庭で購入が多く必要でない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。政党紙、宗教紙を定期購読するなど個人の特定期派、特定宗教への貢献でしかない。

カ コピー代

調査研究のため必要相当なものはその説明ができる範囲で認められる。

キ 消耗品、文具、封筒など

他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。政務調査のためこれらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペン、スタンプなどそれ自体は本件の必要経費ではない。

ク 印刷費

調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、市民に無差別大量配布するようなもの、議員広報活動、市政報告となるものなどは除かれる。

支持者拡大、再選、政治政党活動をしている配布物がほとんどである。

ケ 飲料、茶菓子等

一般には政務調査との関係なく、認められない。酒や飲食代は、主観的に政務調査の手段としても認められない。

コ タクシー代

調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。説明できていない不特定のもの認められない。

サ 駐車場代

調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。説明できていない不特定のもの認められない。

シ 高速料金、ガソリン代

調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。説明できていない不特定のもの認められない。利用マイカーの一定割合を決めることも説明責任を欠く。

ス 人件費

固定した事務所人件費は他の目的（私用、選挙その他）の利用が多く、調査、研究のため日常の必要性も薄く原則認められない。

但し、調査目的内容から具体的に一時的なスタッフ経費として必要なものは個別的に認める余地がある。

セ 光熱費（事務所、自宅など）

調査研究と直接関係がなく、認められない。現実には「調査研究」にかこつけた第二報酬である。

ソ 事務所費（賃料、維持費など）

ス、セと同じ。事務所は調査研究のため不可欠のものでなく、個別必要性もほとんど認め難い。現実には「調査研究」にかこつけた第二報酬である。

タ 通信費

電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は私用など他の利用もあり不相当。個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。

チ ホームページ作成、維持費

これらは議員としての広告、宣伝が主であり、政務調査としては不要で認められない。私有財産化される。

ツ 視察経費

個別調査研究の必要性、有用性が報告され、その実行したもので相当なものに限られる。一般的な団体見学は認められない。現実には教養、体験と観光時には慰楽を兼ねた旅行経費であるものが多い。

テ 研究会

その議員活動の調査研究への必要性と成果が報告され、金額も相当なものに限り認められる。

ト カメラ、什器、事務品

他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。調査用の写真記録は個別に検討すべきである。

ナ 広報費、市政報告

一般に市の広報内容や一般議会報告を主にした自らの議員活動広報のための新聞やチラシは、政務調査研究費として認められない。

ニ 会場費

議員が支持を高めるために利用される法律相談、市民相談会場として利用されたものは政務調査研究費として認められない。調査研究用の会議と説明できるものに限られる。

( ) 今日議員の定数、報酬、経費、費用については税込不足、国民（住民）負担の増大、そして福祉サービスの切り下げなどから厳しくあり方が問われている。高度成長で収入増大している企業の役員報酬のような報酬、費用の考え方は茨木市民はもちろん、国民一般も承認しない。100%ボランティア、無償という声さえあるが、そうではなくてもこれ以下なら議員職務をしておれないという必要最少

限でよい。茨木市の議員は議員報酬その他の報酬経費の下に1000万円を優に超えている。政務調査費は、それに加える具体的に目的明細を説明できない費用名下の第二報酬になっているのである。

本件条例、規則、内規の違法性、運用の違法性について

#### ア 総論

法100条13項は、政務調査費の交付の対象、額、及び給付の方法は、条例で定めなければならないと規定し、政務調査費の交付につき、その手続的なことだけを定めているだけで、具体的内容については詳しく定められていない。しかし、同条項に基づき条例を定めるとしても、地方自治法が政務調査費を認めた趣旨の枠内で定めることができるのであり、条例がこの趣旨を逸脱するときには、違法無効ということになる。

政務調査費に関する現状の茨木市の条例や規則も、地方自治の本旨、法100条13項及び法2条14項の趣旨に拘束され、その内容が同条項の趣旨を踏まえている限りにおいて有効と解される（法14条1項）が、「議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部」でなければならないのに、その範囲を越え上記法の趣旨を逸脱する場合には、形式的に政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法が条例で定められていても、それは違法・無効と解さざるをえない。用途基準についても、議員の調査研究に資するための経費の一部に該当するかどうかによって、その妥当性が検討されなければならない（法2条14項、地方財政法8条）。

なお、「茨木市議会政務調査費に関する条例」について、上記法の趣旨の範囲内で厳正な解釈・運用が求められる限りは条例そのものまで違法と主張するものではない。

しかし、現実には規則、内規、運用について、以下のとおり違法である。

#### イ 規則について

##### （ア）はじめに

「茨木市議会政務調査費の交付に関する規則（以下、「本件規則」とする。）」の別表第1及び別表第2は政務調査費の用途基準につき定めるが、法旨からしてこれら用途基準についても限定的に解釈すべきであり、会派・議員の調査研究に資するための経費以外に流用されやすい基準は適正、正当な基準とはいえず違法である。

##### （イ）広報・広聴費

広報・広聴費の用途は、市政に関する政務調査に関する広報・広聴に限定される。しかしながら、本件規則には、市政に関する政務調査・報告とそれ以外の会派・議員個人の活動報告との区別が明確に定められていない。これでは、本来市政の政務調査研究と無関係な会派・議員独自の広報・広聴への政務調査費支出が可能になり、適正妥当でない。

また、そもそも、会派・議員が市政について市民に報告し、市民から意見を聴くことは報酬を得ている議員としての本来の職務に他ならず、議員報酬とは別に政務調査費という形で広報・広聴費を支給することは必要な

い。

仮に、政務調査研究の結果の広報が必要でありそのための費用も法が認める政務調査研究費の一部に含まれるとしても、多くは再選・地盤開拓維持活動に絡む性質のものであり、支援者集会等に流用されているのが実態であり政務調査費としては不適法かつ不必要である。

#### (ウ) 人件費

本件規則は、「会派・議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」を、人件費として支出を認めているが、調査研究活動を補助する職員が、それを専業とするわけではなく、それ以外の職務にも従事させられる可能性が高いし、それが現実である。さらに、調査研究活動を補助する能力もない親族等を単なる名目上の補助職員とし、それを費用化するもあり、実質的に調査研究事務に従事させていない可能性も高い。

このように、会派・議員の調査研究に資するための経費以外に流用されやすく、現実的にも乱脈な使われ方をしている人件費を政務調査研究費の使途項目とすることは適正でなく違法である。

この費用は個別調査に伴う経費はともかく、常時のアルバイトを雇い、人件費として調査研究費を使うことは必要性、公益性に乏しく説明責任を欠いている。仮にやむを得ない場合も、次の点の厳格な公益性、有効性、効率性、経済性の証明で説明責任を果たしていることが必要である。

- a 政務調査活動を補助するのみの職員の雇用であること。
- b そして従事する場所は、特定の調査活動が説明されたもの、議員単独使用事務所又は会派の事務所にて調査研究をまとめる等従事し、支持者応接や選挙等活动など他の目的に従事していないこと。
- c 名目だけでなく勤務実態があり（時間給により賃金を受ける場合は、勤務時間数、日給による場合は、勤務日数の明示）があること。
- d 給与支払い明細が提出されていること。本人用控のコピー添付が必要である。

#### (エ) 事務所費

人口約27万人（2008年10月現在）、面積約76平方キロメートル程の規模である茨木市の市議会会派・議員にわざわざ議会に提供されているスペース以外に、政務調査研究のため日常的に使用する事務所は不適法不要である。事務所費の実態は会派の内部事務や議員の再選活動、後援会活動に使用されている。

#### ウ 内規について

##### (ア) はじめに

「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規(以下、「本件内規」とする。)」の別表第1及び別表第2は政務調査費の支出基準につき定めるが、前述した使途基準から考えると、会派・議員の調査研究に資するための支出基準として不適法不当なものがあり、以下の点で違法である。

##### (イ) 日当（研究研修費、調査旅費）

調査研究に日当を支出することは違法である。議員としての活動に対しては議員報酬が支払われ、政務調査研究活動に対し改めて日当を支払うことは給与の二重支払であり違法という他ない。調査研究のための交通費・宿泊費の実費支給をもって足りるというべきである。

(ウ) 講師弁当代(研究研修費)

講師謝礼とは別途に講師弁当代を支出する必要はない。必要な最小限の講師謝礼で支出を認めれば足り、このような費目の支出を認める本件内規は違法である。

(エ) 海外視察(調査旅費)

市会議員の海外視察は、個人の体験に属し、しかも半ば物見遊山の観光旅行であるのが実情であり、専ら議員の調査研究に資するためのものではない。(本件内規が調査旅費の海外視察の項目において日当を支給しないと定めているが、内規自体が事実上海外視察を半ば観光旅行であると認めていることになる。)

このように、日当支給の必要性を自ら否定する海外視察を調査旅費の支出項目として掲げる本件内規は違法である。

また、本来、現代の議員が市政活動を行うにあたって必要な調査研究は、市行政部からの資料、郵便、電話、FAXによる照回、各種図書館・インターネット等によって十分可能であり、人口約27万人(2008年10月現在)程の地方都市たる茨木市の議員にとり、特別の政務調査費を使う海外視察は必要ない。

(オ) 事務機器購入費(資料作成費)

事務機器は、いずれも会派・議員の私物となる。その購入は公私の区別が困難な費目であって、本件内規は違法である。特に、「コピー機、印刷機、パソコン、カメラ、ビデオ等の機器購入は、任期中各1台とする。」との定めは、これら機器の新規購入が不要な場合にまで再選二期目以降の新規購入を許すことになり、また任期終了に近い時期の「調査費用消費」に使われ不当性も甚だしい。

また、これらのリース代、修理費等も同様である。

(カ) 資料購入費

本件内規は、資料購入費として一般に「新聞」の購入費を認めているが、私的に利用される。一般紙は容易に閲覧入手でき、私的な情報源ともなりうるものであり、その購入費は公私の区別が困難な費目であるから、本件内規は違法である。

また、一般紙は市役所・市図書館に常備されており(議会でまとめて一部購入することもある)情報が必要な度に閲覧等すれば足りる。政務調査費支出の有効性・効率性・経済性に鑑みると、一般紙を個人、会派が毎日購読することに何らの妥当性はない。

その他の新聞、図書についても、厳正なる運用を図るという趣旨から、その必要性の具体的、必要性、相当性の説明が尽くされてはじめて、政務

調査研究に資する費用の一部にあたるかどうかを厳正にチェックされなければならない。

(キ) 自宅兼事務所の維持管理費(事務所費)

本件内規は、事務所費として、居宅兼事務所の維持管理費支出を認めており違法である。議員は、その生活を前提とする居宅の維持管理に必要な経費も議員報酬として得ており、それにもかかわらず、政務調査費として居宅兼事務所の維持管理費支出を認めると、議員がその居宅の維持管理に必要な経費を二重に取得することとなるからである。仮に、百歩譲って支出を認めるとしても、具体的に上記維持費のうちどの部分が事務所に関するものであり、どの部分が居宅に関するものであるかが明らかに特定され説明されなければならない。

(ク) ガソリン代の取り扱い(研究研修費、調査旅費、広報・広聴費)

ガソリン代の取り扱いにつき定めた本件内規のうち別表第1別記1は違法である。

上記規定は、具体的必要性を特定せずに、研究研修、調査出張、広報・広聴で自家用車を使用した際のガソリン代年額使用量の70パーセントを交通費として支出することを認めていたが、平成19年4月から50パーセントにした。自家用車のガソリン代は公私の区別が不可能な費目であり、政務調査費をこのような費目に対して支出することを許す定め方は50パーセントにしてもそれ自体が違法である。

仮に、支出を認めるにしても、自家用車の具体的な目的と使用状況を議員が明らかにすることが必要であり、調査研究よりも他にも利用されることの多い自家用車につき、一律に年額使用量の50パーセントの支出を認めることは違法である。政務調査費は、議員報酬と異なり、市民からの付託を受けたいわば預かり金たる性質を有するものであるから、政務調査研究に資する具体的な利用状況に応じて支払われるべきである。

年使用量の70パーセントであれ50パーセントであれ、極めて甘いルーズなものであることを示している。このような支出を許す手前味噌の内規は、市長・議会の癒着の産物であり、第二報酬化を推進するものである。

議会への「通勤」のための交通費は調査研究費ではない。

仮に議員が温泉町の施設を視察するとして旅行すれば観光・慰楽体験も通常あり、このような視察は議員報酬内で賄うべきである。これは温泉のある町だけに限らない。このような自家用車による「調査」のガソリン代を認めることは議員が自ら「闇」を抱えるものになる。

(ケ) 通信費の取り扱い(広報・広聴費)

通信費の取り扱いにつき定めた本件内規のうち別表第1別記3、同別表第2別記2は違法である。上記規定は、電話、携帯電話、インターネット使用料、プロバイダー契約料の支払額を合わせた年額使用量の70パーセントを通信費として支出することを認めていたが、平成19年4月より50パーセントにした。これら通信機器使用料は全て公私の区別が困難な費目であ

り、政務調査費をこのような費目に対して支出することを許す定め方は50パーセントにしてもそれ自体が違法である。

仮に、支出を認めるにしても、市政に関しての調査研究かどうかについて各通信機器の具体的な使用状況を明らかに説明することが必要であり、調査研究より他にも利用されることの多い自家用利用につき、一律に年額使用量の50パーセントの支出を認めることは違法である。政務調査費は、議員報酬と異なり、市民からの付託を受けたいわば預かり金たる性質を有するものであるから、政務調査研究に資する具体的な利用状況に応じて支払われるべきである。

年使用量の70パーセントであれ50パーセントであれ、極めて甘いルーズなものであることを示している。

このような支出を許す手前味噌の内規は、市長・議会の癒着の産物であり、第二報酬化を推進するものである。

実際にもケイタイ一つをみてもその議会活動用の調査研究専用で公共としての内容を説明できないものが多いであろう。このようなケイタイの内容の公表説明に困るものは「調査研究費」にできない。

#### エ 条例、規則、内規の運用の違法性

このような条例、規則、内規、そして運用は、茨木市において厳格な要件の点検もなく、説明責任も果たされずに議員一人当たり年間96万円（平成21年4月より年間48万円）の枠内なら、事実上、形式的な格好さえあればよいという状態にある。

市長を監視監督する議会の議員の調査研究費は、当の議会も市長以下の職員も実質チェックする作業などなしえていないし、やろうともしていない。

こうして今や調査研究費は第2の報酬化し、議員報酬額への市民の批判の眼を回避する費用となっている。監督当局も本件問題では監査能力は著しく低いか、放棄しているとさえいえる。

過去に形式からどうにも説明できないものについて、改善を求める指摘がなされているが、そもそも議会会派や議員が事実上必要と支出してしまう不適法、不当なものへの支弁を厳正に反省する倫理観が市長や議会会派、議員にあるなら、政務調査費として現状支出されているものの大半は議員報酬の枠内で処理すべきものになること明らかである。

まさに、政務調査費は濫用されるべくして濫用されているという違法性がある。

これらの点は、既に平成18年度分から具体的に指摘して監査請求してきた。しかし、今なお是正されていない。

#### に記述の分類と各会派、各議員の個別用途の違法評価の該当性

既に説明のとおり、政務調査費として適法と認められるものは、議員報酬や費用弁償の対象外であること、一般的抽象的に正当と評価されるだけのものであることはもちろん、個別的具体的に公益上の必要性、有効性、効率性、経済性の説明責任を果たしていることが必要である。よって、厳正な点検をすれば

政務調査費として公的支給を認めるに足りるものはほとんどない。

請求人らは、その中でも具体的な支出内容を一定分類し、かつこれらが公費として認められず、むしろ私的活動や政務調査費の本来の目的外支出であることを指摘できるものは別表で一覧化例示している。

( 監査委員注記：別表省略。別添「監査項目一覧表」中、措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」欄で記載)

政務調査費の違法、不当な使用事実並びにその理由(平成21年度分)

条例が限定適正利用を前提として適法としても、具体的には別表の通り会派及び各議員の政務調査費の支出は違法・不当である。(議員名は氏名のみで略させていただきます。)

明らかに目的外使用不当利得と認められる主なものに次のものがある。

#### ア 研究研修費(調査研究、宿泊代)

自由民主党・市民会議は会派で、上田嘉夫、上田光夫、下野巖、中内清孝、木本保平、大谷敏子が「茨木市の景気対策について」と称して国会へ行った費用を請求しているが、「彩都」の開発は確定済みであり、「サッポロビールの跡地」についても立命館が買い取る話が報道されていて、目的なく唯単なる自民党本部へのデモンストレーションと国会見学に過ぎない。目的外支出であり認められない。

公明党では大島一夫、篠原一代、坂口康博、村井恒雄が「春日井市」へ日帰りで僅か2時間の説明を聞くことを口実にした観光体験が主たる目的であったと言える。報告書に添付されている資料の説明であるならば、資料を取り寄せて検討すれば足りることである。

福丸孝之議員は広島平和記念館での「学習調査」と称しているがわざわざ行かなければならない特別の調査はない。特段市政に関係するものでもなく反映もされていない、見学であり政務調査には当たらない。観光を目的にしたものである。

滝ノ上万記は犬山市と多治見市に「行政視察」に云っているが公明党会派で2009年2月に既に視察を行い議会に報告されているにも拘らず同じ調査を行っている。

さて、安孫子浩子議員は21年度の政務調査費の使用に当たり、1年間を通じて調査研究のテーマを絞り、一つは市民とともに意見を聴くための専門家による講演会を主催者として開催し、もう一つは、自分自身が専門家の講義を受講することによって市政に反映座競るべく努力している。

市民の批判を受けるような不要な費用請求を行なうことなく、効率的、有効的、実質的な使用によって公金の無駄遣いをせず、支給額の50%を返金している。これは模範議員として評価したい。

ただ、4回の日帰りの市外(東京)での受講に当たっての日当1日3000円については議員報酬をもらっているので不要といわざるを得ない。

#### イ 資料作成費

(ア)「市議会だより」等作成、印刷費

これらは、政務調査の結果報告書の作成とその印刷費ではなく、ほとんどが後援会誌(温泉旅行・ゴルフコンペ・ハイキング・芋掘り等の写真集)や、選挙向け議会報告書である。中には市の広報に記載されているものを丸写したのものもある。

該当する議員は上田嘉夫¥210,236(付記番号16,30)、中内清孝¥156,900(付記番号31)、田中総司¥153,810(付記番号41)、福丸孝之¥51,699(付記番号21)である。

会派では日本共産党¥540,400(付記番号20,79,144,219)、公明党¥83,607(付記番号32)である。

(イ)HP更新料、活動版送料(広報費、資料作成費、資料購入費などの名目)

これも調査研究費として必要最少限で政務調査費を支給するに足る公益性に乏しい。市議会の一般広報活動のために、個人として車両及びコンピューターを活用すること並びに発送作業を委託することは議員活動としては理解できる面もある。しかし、これらへの使途は本来の給与でならともかく、特別の本件調査研究費としては法と条例、規則、内規の枠を大きく越えるもので、またホームページ又はコンピューター・ソフトが、議員及び会派の調査研究に限って使用されたとしても、ハードディスクやソフトの保安全管理は調査研究活動と無関係である。これも党派又は選挙用私的利用があり、歳費の範囲内である。市と基準項目の「広報費」の内容には、広報媒体の保安全管理のための経費まで許容する余地はない。本使用経費も目的外、私的流用に相当し違法、不当である。なお、議員情報誌の発送作業の委託は支持者拡大と選挙活動ともいえ、違法・不当性が問われる。

ホームページ及び更新料で該当する議員は、中内清孝の¥284,550(付記番号1,4,8,12,14,16,21,23,25,27,30,33,36)、友次通憲の¥420,000(付記番号2)、福丸孝之の¥158,655(付記番号14,17)、山下慶喜の¥5,000(付記番号10)である。

送料では上田嘉夫の¥12,420(付記番号4,8,12,13,20,23,32)、田中総司の¥153,810(付記番号28,37)、辰見登の¥326,570(付記番号9,10,25,26,31,33)である。

辰見議員の添付されている資料は市長との写真や会議場内外の風景写真集であり到底政務調査報告書とは言えない。

(ウ)インターネット

PCソフト・PC用紙・PC周辺部品の購入については、政務調査専用であるとすれば使用目的を具体的に明確にすべきである。特に用紙を大量に購入し一方では業者に印刷発注しているケースがある。

会派では公明党の26万4800円、日本共産党の20万6528円、民主みらいの1050円、議員では松本泰典の1万1243円、坂口康博の1680円、村井恒雄の3万3358円、上田嘉夫の1万2738円、大谷敏子の3万7695円、中村信彦の7644円、田中総司の1万7808円、桂睦子の6460円、辰見登の11万4410円、山本隆俊の3250円、塚理の10万900円、山下慶喜の8万8159円、については使用

目的を具体的に明確にすべきである。

(エ) 什器、事務品の購入及びリース代

コピー機や電子複写機が政務調査に不可欠なものではない。調査の手段として利用することは認められるが、私的利用に流用される可能性が高く区別が難しく機器そのものの代金や維持管理費は政務調査費ではない。コピー機、電子複写機、リソグラフ等のリースやシュレッダーなどを購入している会派及び議員は次の通りである。

公明党が5万5672円、自由民主党・市民会議が4万7355円、民主みらいが32万2464円、日本共産党が36万3240円、変えて行く力が5万1780円、大島一夫が2万6460円、上田嘉夫が1万5770円、中村信彦が6万7723円、桂睦子が3万1390円、山下慶喜が2万3780円である。

ウ 資料購入費

(ア) 書籍

会派、議員や担当市職員は、書籍の領収書であればいかなる書籍であっても政務調査に関するものとして認められると運用しているようだが、一般常識を得るためのものや学習的なものは、特別に必要との説明がないと政務調査のためのものと認められない。一般常識は当然議員としての資質として持っていなければならないものである。

(イ) デジカメ写真機

上田嘉夫と桂睦子議員はデジタルカメラ購入しているが、これは内規などで可能とされているため調査そのものに不必要であっても、桂議員は正月に私的利用する目的で年末の12月28日に購入している。提出されている資料からもカメラが必要だったことを証する資料はない。

(ウ) パソコン

大野幾子(付記番号6)は敢えて年度末の2010年3月30日にパソコンを購入して余った「政務調査費消費」を年度内に消化するために、私用物購入費を「政務調査費用」に使われ不当性も甚だしい。

エ 広報・広聴費

(ア) 切手、ハガキ

ハガキや切手、大量の用紙や封筒やボールペンは私的流用や選挙活動、議員の日常の支持者拡大活動や後援会紙やチラシの作成に利用される。特に調査研究のため大量に必要とする個別説明が充分になされていない限り認められない。

日本共産党が¥70,000(付記番号40,136,239) 上田嘉夫が¥12,420(付記番号4,8,12,13,20,23,32) 山下慶喜が¥9,000(付記番号6)が切手やハガキを購入している。中でも上田嘉夫は18年度と19年度の監査において返還の勧告を受けているにも拘らず、政務調査費で「記念切手の収集」を行っている。

(イ) 消耗品、文具、封筒

自由民主党・市民会議が10万650円、刷新市民フォーラムが3090円、日本

共産党が3万7872円、青木淳子が5210円、篠原一代が1935円、松本泰典が5605円、村井恒雄が3160円、上田嘉夫が3万3156円、下野巖が2300円、中村信彦が1万9114円、桂睦子が1940円、福丸孝之が2万2420円、山下慶喜が1万6835円を請求し受領している。

(ウ) ガソリン代、高速料、駐車料代金

私用目的に購入された自家用車を使い、公私の区別の出来ない費用に公金を使うことは許されない。

a 駐車場代金

大島一夫が1100円、中村信彦が3万650円、塚理が3万5700円、福丸孝之が4700円請求している。

塚理は年間129回に及ぶ駐車場代金を請求している、1年365日として2・8日に1回駐車場を利用したことになるが、何をテーマにした政務調査を行ったのか、その成果報告が一切なされていない。私的又は政治活動のための利用であり一切認められない。(利用時間帯と利用場所から、阪急茨木駅前、JR茨木駅前の通勤者に対する選挙活動の街頭演説に使用したことは明白である。

中村は年間62回に及びそのうち「JR茨木北」の市営駐車場に午前7時21分から7時35分の僅か14分間に集中して入庫されているのが29回あり、偶然とは言えない。駅前での選挙活動のための街頭演説をしている時間使用したものである。

「リパーク茨木春日2丁目」の駐車場では、2009年12月16日8時32分入庫17時36分出庫、2010年1月7日8時26分入庫18時13分出庫、2009年11月26日8時33分入庫18時13分出庫、2009年11月12日8時31分入庫22時5分出庫、2009年11月4日12時54分入庫18時56分出庫などいずれも10時間もの面談されるようなことは常識では考えられなく私的利用である。

b ガソリン代

ガソリン代として、河本光宏の4万1105円、坂口康博の4万4710円、大島一夫の3万8829円、青木順子の2万7667円、村井恒雄の5万223円、松本泰典の3万5759円、辰見登の4万9084円、山本隆俊の8万1309円、中村信彦の4万1746円、石井強の2万9910円、大野幾子の2万7739円、上田嘉夫の77163円、下野巖の4万2350円、中内清孝の8万2201円、木本保平の14万4500円、山下慶喜の2924円、田中総司の6524円、塚理の4万4295円以上18人と前回の21人より少なくなったものの、32人中の半数の議員が私用のために購入した自家用車のガソリン代を「政務調査費の費用」として請求受領している。

オ 人件費

この費用は個別調査に伴う経費はともかく、常時のアルバイトを雇い、人件費として調査研究費を使うことは必要性、公益性に乏しく説明責任を欠いている。仮にやむを得ない場合も、次の点の厳格な公益性、有効性、効率性、経済性の証明で説明責任を果たしていることが必要である。

- (ア) 政務調査活動を補助するのみの職員の雇用であること。
- (イ) そして従事する場所は、特定の調査活動が説明されたもの、議員単独使用事務所又は会派の事務所にて調査研究をまとめる等従事し、支持者応接や選挙等活动など他の目的に従事していないこと。
- (ウ) 名目だけでなく勤務実態があり（時間給により賃金を受ける場合は、勤務時間数、日給による場合は、勤務日数の明示）があること。
- (エ) 給与支払い明細が提出されていること。本人用控のコピー添付が必要である。

辰見登の36万円、羽東孝の36万円、石井強の24万円、木本保平の36万円、桂睦子の18万円、上記の条件を証する資料もなく不当である。

議員が提出した領収書の発行人が氏名の非公開を希望していないにも拘わらず事務局が氏名を伏せているのは違法、不当である。

#### カ 事務所費

本来、この種の費用は調査研究費としての必要性に乏しい。公益性、有効性、効率性、経済性の証明で説明責任を果たしていることが必要である。

##### (ア) 電話代（携帯電話含む）

公私の区別のつけ難いこの費用は調査研究費として認めるのは不当である。ましてや一般家庭用の電話回線の利用を公務用として認めるべきでない。

既に携帯電話によるメールの利用が出来るモードを設定したり、携帯電話にホームページを設定し議会や政策情報を知らせる為に開設した議員が存在するが、実際にどれだけ頻繁に発信し、アクセクしたか説明すべきである。

茨木市民が携帯電話を利用してまでリアルタイムに議会や政策情報をキャッチすることを必要とする情報内容は存在しない。

##### (イ) 事務所費用（賃借料）

本来不必要である。山本隆俊の36万円、木本保平の36万円、大谷敏子の34万8000円、小林美智子の36万円、滝ノ上万記の36万円は、いずれも政務調査研究費としているが不当である。以下、次の点が指摘できる。

- a 何れの議員も後援会事務所である。政務調査のための事務所ではない。
- b 大谷敏子事務所は常時使用されている形跡はない。
- c 木本保平は居住住所と同一建物であり所有名義人が妻を代表者とする法人になっているだけであり、自宅、自営会社と見做すべきであり規則にも違反している。
- d 山本隆俊は飲食街にあり、看板を出して議員宣伝を狙ったものであり、政務調査事務所として日常使用していない。
- e 小林美智子は事務所として利用するのではなくむしろ支持者や選挙運動員の子供保護預かり場として利用されている。

本件についても、議員が提出した契約書の一部に契約者名を議会事務局が伏しているが人件費の領収書の場合と同様違法、不当である。

(ウ) ガス・水道・電力費用は政務調査の必要経費でない。

羽東孝の12万円、石井強の12万円、下野巖の12万円、中村信彦の2万1765円は不当である。

議員報酬で処理すべきで本来不必要である。

会派支給方式とカード、ポイント利用の不当利得

茨木市は、政務調査費について具体的な支出の有無にかかわらず、年4回に分割して年度内前払い方式をとっており、使用しない分を翌年度4月末までに返還する方式をとっている。まさに、第二報酬の一括前払いに近い。このような方式は、予算消化を促進するものであり、費用の一部の実費補てんという政務調査費の趣旨に反する。

これを金利相当の損害として構成するのは極めて複雑な計算となり、損害補てん請求に加えなかったが、差し止めるべきである。

また、前払いの一方で、現金でなくクレジットカードでの支払がある。クレジットカードは後払いであり、現金支払と同視するとしても金利分の利益を受ける。

また、クレジットカード利用金額に応じて取得されるポイント分や家電量販店などのポイントカード利用によるポイント取得は、個人的に金銭的不当利得の発生である。

国会議員による航空券のマイルポイントの取得が議員関係の不当利得として是正が求められたのと同様、そのポイント利益は茨木市に返還すべきである。また、この手続が困難であれば、不当利得の発生する支給方式を差し止めるべきである。

今回、議員のうち少なくとも桂睦子、上田嘉夫、辰見登、山本隆俊、塚理、大野幾子、山下慶喜には不当利得が発生している。

不適正な支出使途と茨木市の被った損害

別紙一覧表の通り

ア 会派

次の通り

・公明党	148万7648円
・自由民主党・市民会議	48万3959円
・民主みらい	32万6070円
・刷新市民フォーラム	3万2931円
・日本共産党	165万2860円
・変えていく力	17万0646円
計	415万4114円

イ 議員

次の通り

・大島一夫	20万3612円
・青木順子	6万5187円
・篠原一代	22万7205円

・松本泰典	12万8625円
・坂口康博	22万9060円
・河本光宏	22万3850円
・村井恒雄	20万1372円
・上田嘉夫	35万2235円
・上田光夫	32万1526円
・下野巖	31万8688円
・中内清孝	21万7620円
・木本保平	36万0000円
・大谷敏子	33万2445円
・中村信彦	39万2196円
・安孫子浩子	1万2000円
・滝ノ上万記	40万1100円
・友次通憲	42万0000円
・石井強	40万8240円
・田中総司	41万3088円
・桂睦子	39万2108円
・小林美智子	36万6350円
・辰見登	44万4000円
・羽東孝	44万4000円
・山本隆俊	44万4000円
・塚理	37万8320円
・大野幾子	32万4149円
・福丸孝之	21万5281円
・山下慶喜	30万0570円
計	853万6827円
合計	1269万0941円

(2) 措置要求

上記(1) - の茨木市の蒙った損害額の通り、損害額の返還を市長が市長個人及び各会派、各議員に対し求めるよう勧告されること。

監査委員が請求人の措置要求を認めない案件については、請求人が会派・個人各議員の項目毎に理由を明記している様に、その適法性を積極的に認めた説明責任が果たされている理由を項目毎に明記されたい。

政務調査費を認めるとしても必要であり、有効性、効率性、経済的なもので公益性の説明できるものに限り支出できるよう運用を求め、現状のような安易な支出をやめさせること。支給方式を後払いにし、クレジットカードやポイントカードの利用を禁止するか、その利得を返還させること。

(3) 措置請求書に添付された事実を証する書面(以下「事実証明書」という。)

支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性  
平成21年度政務調査費収支報告書

#### (4) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査の要求

本件は、政務調査費についての公益性、適法性と3E（有効性、効率性、経済性）を全うすることを求め、法の認める最小限の使用で最大の効果をあげていることがわかる政務調査費として、公費支出への説明責任を全うするよう条例以下の規程の制定、解釈運用することを求め、前記是正措置を求めるものである。

本件事案の趣旨に鑑み、議員は監査委員として本件に関与することは利益相反行為として不適切であり、また、他の現状の監査委員も議会、議員への独立性の脆弱さに鑑み、個別外部監査により監査されるよう市長及び議会に対して監査委員より勧告することを申し添える。（なお、同種事例で包括外部監査もされ、個別外部監査も実施されていることは周知のところである。）

( 監査委員注記 : 添付書類として提出された、「平成21年度政務調査費収支報告書」、「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性（「政務調査費収支報告書・領収書などの分析評価による、違法・不当性として監査請求した事項一覧表」含む）」は、添付を省略する。）

( 監査委員注記 : 「政務調査費収支報告書・領収書などの分析評価による、違法・不当性として監査請求した事項一覧表」は、以下「別紙一覧表」という。)

#### 4 請求の要件審査

請求は、形式上、所定の要件を備えているものと認め受理した。

## 第2 監査委員の除斥等

田中総司監査委員及び坂口康博監査委員は、地方自治法（以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

なお、請求人は個別外部監査によることを求めているが、茨木市においては個別外部監査に基づく監査に関する条例が制定されておらず、自治法第252条の43第1項の適用はない。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の要旨及び請求人の陳述書の内容から、平成21年4月分から平成22年3月分までの政務調査費交付金について、茨木市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）に基づく茨木市議会政務調査費の交付に関する規則（以下「本件規則」という。）及び茨木市議会政務調査費の支出に関する内規（以下「本件内規」という。）が違法であるのかどうか、交付金のうち、茨木市議会の6会派、28議員（会派「日本共産党」所属議員4人は、会派交付分のみ交付となっている。）の用途に違法・不当があり、不当利得となっているのかどうか、政務調査費の交付を前払い（以下「概算払」とする。）とすることは適正かどうか、クレジットカードやポイントカードの利用が不当利得となっているのかどうか、についての監査を求めているものと解した。

### 2 監査対象部課

市議会事務局 総務課

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述並びに関係職員の陳述聴取

- (1) 措置請求書及び事実証明書の内容に関して、関係書類の提出を求め調査した。
- (2) 平成23年4月6日に、請求人に対し自治法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人7人のうち1人から出席に代え、平成23年3月31日に陳述書が提出された。
- (3) 平成23年4月6日に関係職員(市議会事務局長、同局次長兼議事課長、同局副理事兼総務課長、同課長代理兼総務係長)から陳述の聴取を行った。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

#### (1) 政務調査費に関する法令等について

自治法第100条第14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる旨を定めている。茨木市では、この規定に基づき、本件条例及び本件規則が定められている。

本件条例では、政務調査費は、茨木市議会における会派及び議員の職にある者に対して交付するものとし、会派に対する政務調査費は、基準日(各月1日)における当該会派の所属議員の数に応じて、また、議員に対する政務調査費は、基準日に在職する議員に対して、別表により月額を交付するとされている。

次に、政務調査費の用途については、本件条例第6条で、「政務調査費を別に定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定されている。これを受けて、本件規則第5条に基づく別表第1、別表第2で、「研究研修費」、「調査旅費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「広報・広聴費」、「人件費」、「事務所費」及び「その他の経費」として項目が定められ、項目ごとに基準の内容が列記されている。

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、本件条例第8条で、「政務調査費収支報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、会計帳簿及び領収書等の証拠書類(以下「会計帳簿等」という。)を添えて、議長に提出しなければならない。」と規定されている。

これらの用途基準及び証拠書類の取扱い等政務調査費の支出に関しては、本件内規で、必要事項が定められている。

#### (2) 平成21年4月から平成22年3月分の茨木市議会政務調査費の交付状況について

平成21年4月1日に会派及び議員から交付申請があり、交付決定している。

ア 会派交付分(6会派) 5,040,000円

イ 議員交付分(28人) 10,320,000円

( 会派「日本共産党」所属議員4人は、会派交付分のみの交付となっている。)

平成21年4月10日に第1四半期分、平成21年7月10日に第2四半期分、平成21年10月13日に第3四半期分、平成22年1月12日に第4四半期分の交付(支出)を行なっている。

平成22年4月30日までに、会派、議員から議長に収支報告書が提出され、平成22年5月24日に精算戻入している。

平成22年5月18日、議長から茨木市長あて、報告書（写）を送付している。

平成23年4月18日、上田嘉夫議員及び福丸孝之議員から、議長に修正収支報告書が提出されている（修正による精算戻入はない）。

平成23年4月21日、議長から茨木市長あて、修正報告書（写）を送付している。

## 2 監査委員の判断

請求人は、本件規則、本件内規が違法であると、また、別紙一覧表に掲げた支出については、政務調査費の用途として違法・不当であると主張している。

そこで、本件規則、本件内規が違法であるのかどうか、また、別紙一覧表に掲げられた政務調査費の用途が違法・不当であるのかどうかを検討する。

また、請求人は、政務調査費を概算払とすることが法の趣旨に反するものであり、クレジットカードやポイントカードの利用が不当利得となっていると主張しており、その点についても検討する。

### (1) 規則、内規の違法・不当性について

政務調査費は、平成12年に自治法の一部改正（平成12年法律第89号）により、法定化されたもので、その立法趣旨は、地方議会の審議能力を強化し、地方議員の調査活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその用途の透明性を確保することとされている。

また、政務調査費の用途については、法の趣旨に反しない限りにおいて条例の定めるところに従うもの（京都地裁 平成16年9月15日判決、同地裁 平成17年8月25日判決）と判断されている。

本件条例には、交付の対象、額及び交付の方法のほか、政務調査費の用途基準を別に定め、その基準に従って使用し、市政に関する調査研究に必要な経費以外に充ててはならないと定められている。これを受けて、本件規則第5条において、用途基準を定めている。また、この用途基準の細部の運用として、本件内規第2で取扱い及び支出基準を定めている。

本件条例及び本件規則が、全国市議会議長会が示している準則（政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会報告書 平成12年10月）をベースに作成されている（関係職員による。平成18年7月19日の大阪地裁判決によれば、全国市議会議長会が示した規程（標準例）、規則案（標準例）に記載された項目、内容は政務調査費を使用する際の具体的な指標を類型別に例示したもので、自治法第100条第12項（当時）の趣旨に反するものとはいえないとされている（控訴審の大阪高裁判決も同様。）こと、法の趣旨が、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることにあること、また、法の趣旨に反しない限りにおいて条例の定めるところに従うとする京都地裁の判決から判断すると、本件規則及び本件内規は法の趣旨に沿ったものといえる。

請求人は、本件規則について、広報・広聴費、人件費、事務所費は、調査研究

活動以外の経費に使用されやすいなどと主張し、さらに、本件内規別表1及び別表2について、公私の区別が困難な費目あるいは議員報酬との重複などと主張し、違法としている。本件規則、本件内規が、法の趣旨に反するかどうかについては、平成16年4月14日の東京高裁判決によれば、政務調査費を(規程において用途基準の一つとして定められた)当該用途に用いることが、政務調査費交付制度の制定の趣旨に反するものか否か、また委任の範囲を逸脱するものか否かを基準とすべきであるとしたうえで、議員の調査研究に資するため必要な経費とは、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、制度の制定の趣旨に鑑みると、議会の活性化を図るため議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点からみて、調査研究のために有益な費用も含まれるとされている。加えて、平成19年2月9日の札幌高裁判決によれば、調査活動と市政との関連性について、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性等も極めて広範な裁量の下に行われるとし、一見して明らかに市政とは無関係であるものなど以外は認めるのが相当としている。これらのことを考え合わせると、請求人の主張は、法の趣旨に沿っているものとはいえず、認めることはできない。

## (2) 個別事項の違法・不当性の検討

請求人は、「支出分類項目の視点」とする一定の基準を作成し、これを基準に支出の適否を判断している。この基準は、支出を本代やパソコン機器、消耗品などに分類し、例えば本代では「書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであること。一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。」とし、また、パソコン機器・PC用紙では「他の目的にも多く利用でき私的財産化される」とするなど、請求人の主観をもとに主張するものである。

しかし、これら主張は請求人が、規則、内規を違法と主張する理由を言葉を変えて繰り返しているにすぎないものであり、規則、内規についての請求人の主張が前記のとおり認められない以上、これらの主張も法の趣旨に沿ったものとは認められない。したがって、請求人が違法・不当とする別紙一覧表のうち、この基準のみによって用途を違法と主張する項目(費目)あるいは経費については理由がないものと判断する。

なお、請求人が違法・不当とする別紙一覧表について、本件用途基準に沿った用途であるかどうかの監査委員の判断は、別添「監査項目一覧表」のとおりである。

## (3) 政務調査費の交付方法及びクレジットカードやポイントカードの利用について

請求人は、政務調査費の支給方法が、四半期ごとに概算払により支給されていることについて、予算の消化促進につながり、政務調査費の法の趣旨に反するものと主張し、また概算払を受けている中で、後払いとなるクレジットカードにより支出をすることについて、禁止するよう求めている。

しかし、政務調査費の制度化にかかる法の趣旨については「地方分権の推進を

図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成」（最高裁平成17年11月10日判決）とされており、また費用等の助成を行う政務調査費の予算科目である「負担金補助及び交付金」は、自治法施行令第162条で概算払とすることが可能とされている。よって、政務調査費を概算払することは、法の趣旨に反するものではない。また、クレジットカードの使用についても、支払方法が規則等で限定されておらず、政務調査費の支出にクレジットカードを使用しても、違法・不当となるものではない。

請求人はまた、クレジットカードによる支払いが、金利分の利益を得るものであり、クレジットカードや家電量販店のポイントカードで付与されるポイント取得は、不当利得にあたるとしている。

しかし、金利については上記のとおり、概算払が法的に認められていることから、またクレジットカードやポイントカードにより付与されるポイントについては、支払に際して副次的に生じるものであり、政務調査費の支出に不利益を与えるものとは言えず、いずれも不当利得にあたるものではない。

なお、本件監査過程で、措置請求書中、本文中「第4、政務調査費の違法、不当な使用事実並びにその理由」（本件監査結果では10～15ページの ）、「第6、不適正な支出用途と茨木市の被った損害」（本件監査結果では15～16ページの ）別紙「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」に損害額の違算または支出の事実のないものが一部認められた。

以上、請求人の主張には理由がなく、措置する必要はないものと判断する。

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

会派名:公明党

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 3,11,18,21,38,40,49,52,58	¥264,800	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	政務調査以外の政治活動に伴う支出 不要な費用、紙代である。		¥264,800	A4及びA3上質紙及び FAX用感熱紙 の購入代 A4 約12万枚 A3 3万枚	内規別表2 (資料作成費 - その他) (事務所費 - 事務用品・ 事務機器購入・リース料) に該当	
2 2	¥1,760	送料、切手、ハガキ	政務調査費用のものであることがわかるものは認められる。その余は認められない。	私的活動に伴う支出		¥1,760	80円切手の購入代	内規別表2 (広報・広聴費 - 広報紙 等作成費)に該当	
3 5の一部 16	¥96,120	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	一般教養誌である。議員のための教養誌の範疇である。		¥96,120	地方議会人年間購読料 7,920円 日経グローバル年間購読料 88,200円	内規別表2 (資料購入費 - 定期刊 行物購入費)に該当	
4 5の一部 9,12,19,25,28,33,42,46,47,53,57,62,65	¥150,532	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥150,532	聖教新聞等 4～3月 @3,820×8か月 @4,020×3か月 @3,968×1か月 読売新聞 4月 @3,823×1 朝日新聞 4月 @3,725×1 日経新聞 4～3月 @4,283×12か月 産経新聞 4～3月 @3,750×12か月	内規別表2 (資料購入費-新聞)に 該当	
5 6,10,13,23,26,29,36,43,48,55,59,63	¥270,943	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出		¥270,943	電話通信料、FAX通信料、インターネット使用料 年間分 計 270,943円	内規別表2 (広報・広聴費 - その他)に 該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

会派名:公明党

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
6 45	¥894	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても必要性は限定される。例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ゴミ袋は政務調査費ではない。		¥894	シュレッダー用ビニール袋の購入	内規別表2 (事務所費 - 事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	
7 7,22,35,54	¥163,320	ホームページ	不用で認められない。議員や会派としての広告、宣伝が主である。私的財産化される。	公明党の宣伝の為のものである。		¥163,320	市会議員団のホームページ ロバイダ契約更新代 40,830円×4回分	内規別表2 (広報・広聴費 - その他)に該当	
8 32	¥83,607	広報紙、市政報告	市の広報内容や一般議会報告を種にした自らの議員活動広報のための新聞やチラシは、政務調査研究費としては認められない。	公明党の議会活動の報告新聞である。		¥83,607	市政報告書「茨木ニュース」 平成21年10月号作成代  作成代金総額から杉本府会議員相当分 (95,550円×1/8=11,943円)は除外して計上	内規別表2 (広報・広聴費 - 広報紙等作成費)に該当	
9 4,8,14,20,24, 27,30,37,44, 51,56,59,17, 34,39,61	¥455,672	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	不適正な備品購入の支出 電子複写機・印刷機は政務調査費でない	附記番号誤り 59 60 金額は修正なし 本文P.10L.19 にある「公明党が 5万5672円」は左 記附記番号を示 すものと思われるが、金額の積算が不明。	¥455,672	電子複写機、プリンター、印刷機、印刷機器の分割購入代 304,032円 コピー機カウンタ料 63,560円 リソグラフのインク・マスター代 87,780円 振込手数料 300円	内規別表2 (資料作成費 - その他) (事務所費 - 事務用品・事務機器購入・リース料)に該当 分割購入代を前回の事務所費から資料作成費としている。	
	¥1,487,648					¥1,487,648			¥0
コメント:¥1,487,648が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

会派名:自由民主党・市民会議

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 7,11,15,17,20,28	¥100,650	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれぞれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出		¥100,650	リングファイル、フラットファイル、コピーペーパー、FAX用感熱紙、コピー機トナー	内規別表2(資料作成費 - その他)(事務所費 - 事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	
2 12,24,25	¥31,150	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出 住宅地図は建築課にも道路課にもあり、無料で閲覧できる。 議員としての一般教養の本であり政務調査のための本とは言えない。		¥31,150	茨木市住宅地図17,850円 書籍2冊 計13,300円 「Q&A議会人の危機管理」10,500円、「議会人が知っておきたい危機管理術」2,800円 (株)堀廣旭堂	内規別表2(資料購入費 - 図書)に該当	
3 1,26の一部	¥274,200	視察経費	個別調査研究の必要性和果が報告され、相当なものに限り認められる。	政務調査以外の政治活動に伴う支出 自民党議員団の党本部へのデモンストレーションの為の経費であり認められない。 日当は報酬の一部であり、報酬で賄うべきものである。		¥274,200	視察調査 東京都千代田区 自由民主党本部 6人 計244,200円 岡崎市・安城市 5人 計195,600円(請求人は岡崎市・安城市視察はうち日当@6,000×5人のみ主張)	内規別表2(調査旅費 - 旅費)に該当	
4 4,5,6,9,10,13,16,18,19,23,27,29	¥30,604	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出。 政務調査用のFAXのみの使用料であるならば妥当な使用料金と推測されるものの、判断資料がなく否認せざるを得ない。		¥30,604	電話利用代金(FAX使用料) 平成21年4月～22年3月分 30,604円	内規別表2(広報・広聴費 - その他)に該当	
5 2,22	¥47,355	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれぞれ自体本件の必要経費ではない。	不適当な備品購入の支出 カラーコピー機		¥47,355	リソグラフ印刷機リース料 平成21年3月9日～1年分 33,600円 リソグラフ印刷機修繕料 13,755円	内規別表2(事務所費 - 事務用品・事務機器購入・リース料)(事務所費 - 事務用品・事務機器の修繕料等)に該当	
	¥483,959					¥483,959			¥0
コメント: ¥483,959が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

会派名: 民主みらい

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 16	¥1,050	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出用紙と文房具		¥1,050	FAX用感熱紙代	内規別表2 (事務所費 - 事務用品・事務機器購入・リース料) に該当	
2 4,7,10,14,17, 20,25,28,29, 36,37,39	¥30,930	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出		¥30,930	電話通信料、FAX通信料 平成21年4月～平成22年3月 計 30,930円	内規別表2 (広報・広聴費 - その他) に該当	
3 1,3,5,6,8,9,11, 13,15,18,19, 22,23,24,25, 26,27,30,33, 34,35,38	¥322,464	カメラ、什器、事務品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	不適正な備品購入の支出 リソグラフ印刷機	附記番号25 上記の通信費の項目で計上済。 合計金額には含まれていないので、金額修正なし。	¥322,464	リソグラフ印刷機リース代 151,200円 コピー機カウント料 122,754円 リソグラフのインク・マスター 39,060円 リソグラフ修理調整代 9,450円	内規別表2 (事務所費 - 事務用品・事務機器購入・リース料) (事務所費 - 事務用品・事務機器の修繕料等) に該当	
	¥354,444					¥354,444			¥0
コメント: ¥360,000 - (¥388,374 - ¥354,444) = ¥326,070が返金必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

会派名:刷新市民フォーラム

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
11	¥3,090	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 コピー用紙5000枚も不要である。100枚単位で購入すべき。		¥3,090	コピー用紙 A4 500枚×10包	内規別表2 (事務所費 - 事務用品・事務機器購入・リース料) に該当	
2,3,4,6,7,8,10,12,13,15,16,17	¥29,841	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 実質基本料金のみと思われるものの判断資料がないため否認せざるを得ない。		¥29,841	FAX通信料 平成21年4月～平成22年3月	内規別表2 (広報・広聴費 - その他) に該当	
	¥32,931					¥32,931			¥0
コメント:説明資料が提示されれば、他の議員や会派の模範であろう。¥32,931が返金必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

会派名: 日本共産党

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 19,32,35,36, 44,53,71,133, 152,153,192, 225,245,248	¥206,528	パソコン機 器、PC用 紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出・不適当な備品購入 政務調査以外の政治活動に伴う支出・紙代である。	附記番号: 169,246もれ 248 誤記	¥206,528	印刷用紙、コピー用紙、インク インターネット利用料	内規別表2 (資料作成費 - その他) (広報・広聴費 - その他) に該当	
2 17,37,57,76, 97,109,138, 163,188,213, 223,251	¥51,600	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	私的活動に伴う支出本件は 特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥51,600	以下3種の12か月分 赤旗日刊 2,900円×12 赤旗日曜版 800円×12 大阪民主新報 600円×12	内規別表2 (資料購入費 - 新聞) に該当	
3 1,31の一部 51,81,87, 91の一部, 92,93,137, 157, 204の一部, 234	¥69,211	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出「社会 新報」は政党紙である。 31の一部は2010年4月5月 分は22年度にて購入すべき である。 57は「畑中つよし」個人のク レジットカード決済であり、 送り先も個人宛である。 91の一部は4月以降は22年 度にて購入すべき。 92と93は不明、234は議会 の本	違法・不当性の 理由中附記番号 誤り:57 51	¥69,211	書籍 月刊「保育情報」 2009/5～年間購読料 7,200円 月刊「女性&運動」 2009/9～年間購読料 @400×12月 4,800円 自治問題研究会資料 2010/1～半年購読料 @1000×6月 6,000円 (上記のうち、請求人が主張す る年度外販売分 月刊「保育 情報」1,200円、月刊「女性& 運動」2,000円、自治問題研 究会資料3,000円) 週刊新社会年間購読料ほか	内規別表2 (資料購入費 - 図書・雑 誌・定期刊行物) に該当	
4 40,136,239	¥70,000	切手、 ハガキ	政務調査費用のものであることが判るものは認められ、その余は認められない。	私的活動に伴う支出		¥70,000	ハガキ 市政報告会案内用	内規別表2 (広報・広聴費 - 広報誌 作成費等) に該当	
5 184,209	¥37,872	消耗品、文 具、封筒な ど	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費ではない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出		¥37,872	オフィス用品、コピー用紙	内規別表2 (資料作成費 - その他) (事務所費 - 事務用品・ 事務機器購入・リース 料)に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

会派名: 日本共産党

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
6 4,5,17,27,28,29,38,46,47,48,68,69,70,77,84,85,86,106,107,110,118,119,120,146,147,148,178,179,195,196,197,222,223,242,243	¥155,104	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出	附記番号誤記:17 18、重複により除外:146	¥155,104	電話 139,501円 インターネット利用料 15,603円	内規別表2 (広報・広聴費 - その他) に該当	
7 3,25,26,43,45,59,67,83,89,90,101,102,121,122,123,146,154,168,172,173,191,194,210,211,215,216,221,229,236,237,238,244,250,253	¥363,240	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	不適当な備品購入の支出 印刷機・コピー	付記番号: 75,103,143,252も れ 101:誤記	¥363,240	印刷機リース代 151,200円 コピー機リース代 63,000円 コピー機保守点検等 91,090円 プリンター 57,950円 インターネット利用料 8,673円	内規別表2 (事務所費 - 事務用品・事務機器購入・リース料) (事務所費 - 事務用品・事務機器の修繕料等) (広報・広聴費 - その他)に該当	
8 20,79,144,219	¥540,400	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは除くべきである。	政務調査以外の政治活動に伴う支出 市政報告書である		¥540,400	市政報告書作成・印刷代 あゆみ印刷代 135,100円 (35,000部) × 4回	内規別表2 (広報・広聴費 - 広報誌作成費等) に該当	
9 2,9,10,11,23,24,49,50,52,58,65,66,88,98,105,111,117,124,131,150,164,174,203,217,218,224,226,240,241	¥175,664	会場費	法律相談、市民相談会場として利用されたものは政務調査研究費としては認められない。	政務調査以外の政治活動に伴う支出		¥175,664	研修会施設利用料等 (4月～3月申込分) 48,650円 研修会講師報償費 10,000円 × 12回=120,000円 インターネット利用料 7,014円	内規別表2 (研究研修費 - 会場費、講師謝金) (広報・広聴費 - その他) に該当	
合計	¥1,669,619					¥1,669,619			¥0

コメント: 支給金額 ¥ 1,920,000 - (1,936,759 - 1669,619) = ¥1,652,860 が返還必要金額である。

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

会派名:変えていく力

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
17	¥88,200	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出 議員としての一般教養誌であり、政務調査に必要な雑誌とは言えない。その上期間も22年度である。杜撰である。		¥88,200	雑誌「日経グローバル」 年間購読代金 平成22年2月～平成23年1月	内規別表2 (資料購入費・雑誌)に該当	
24.5	¥51,780	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費ではない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	不適当な備品購入の支出 「塚理」個人のクレジットカードによる購入など認められない。私的財産化を目的としたものである。ポイントも問題である。公私混同		¥51,780	3段カラーボックス1,980円 シュレッダー49,800円	内規別表2 (事務所費・事務用品・事務機器購入・リース料)に該当 個人ポイント	
38	¥30,666	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出		¥30,666	電話通信料 平成21年4月～平成22年3月	内規別表2 (広報・広聴費・その他)に該当	
	¥170,646					¥170,646			¥0
コメント:¥170,646 が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:大島一夫

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断				
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他	
1	2,4の一部 9,12の一部 13,16,18,20, 21	¥35,325	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	私的活動に伴う支出 本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥35,325	新聞代 読売新聞4.5.9～3月分 3,925円×9か月=35,325円	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
2	4の一部 12の一部 14	¥8,769	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	領収書に書名と個別金額明示がない。国政の政務調査であり茨木市の政務調査ではない。		¥8,769	書籍「だいじょうぶ」ほか5冊	内規別表1 (資料購入費 - 図書) に該当	
3	19	¥20,080	視察経費	個別調査研究の必要性、有効性が報告され、その実行したもので成果も説明され相当なものに限り認められる。	必要性、有効性ともに希薄であるが今回は認めるが日当は認められない日常の食事代は報酬で賄うべきものである。		¥20,080	視察研修 2/17春日井市(日帰り) 17,080 + 3,000(日当)	内規別表1 (調査旅費 - 旅費) に該当	
4	3	¥1,100	駐車場代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	府庁へ行くのに何故自家用車を利用しなければならない理由がない		¥1,100	駐車場代 (大阪府への陳情)	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
5	7,15	¥26,460	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費ではない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	不適当な備品購入の支出 政務調査研究にゼロックスのコピー什器を必要としない		¥26,460	ゼロックストナー	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	
6	22	¥38,829	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	私的活動に伴う支出		¥38,829	ガソリン代 77,659円×1/2=38,829円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
7	23	¥76,748	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出		¥76,748	携帯電話 69,989円 インターネット 83,508円 計153,497円×1/2=76,748円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
		¥207,311					¥207,311			¥0
コメント: ¥240,000 - ( ¥243,699 - ¥207,311 ) = ¥203,612が返還必要金額である。										

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:青木順子

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 3,4,6,11,12	¥21,915	新聞代	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	私的活動に伴う支出		¥21,915	日経新聞 4.6.9.1.2月分 4,383円×5か月=21,915円	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
2 10の一部	¥10,395	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出 4月以降は翌年度に購入すべきである。		¥10,395	週刊教育資料 平成22年1月～6月分 @3,465×6か月=20,790円 (請求人はうち年度を超える分のみ主張)	内規別表1 (資料購入費 - 図書) に該当	
3 13	¥27,667	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	私的活動に伴う支出 ガソリン代		¥27,667	ガソリン代 55,334円×1/2= 27,667円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
4 2,8	¥5,210	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	不適当な備品購入の支出		¥5,210	事務用品 ファイル、修正テープ、封筒	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	
	¥65,187					¥65,187			¥0
コメント: ¥65,187が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字

議員名: 篠原一代

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 3,5,6,9,11,13,15,16,17	¥87,921	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	私的は活動に伴う支出 本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥87,921	日経新聞4～3月分 4,383円×12か月=52,596円 読売新聞4～12月分 3,925円×9か月=35,325円	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
2 2	¥1,935	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出		¥1,935	インクリボン代(ファックス用)	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	
3 4,10	¥89,460	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出 一般教養誌である。		¥89,460	書籍 「議会基本条例の展開」1,260円 「日経グローバル購読料」 21.8～22.7 88,200円	内規別表1 (資料購入費 - 図書) に該当	
4 20	¥20,080	視察経費	個別調査研究の必要性、有効性が報告され、その実行したもので相当なものに限り認められる。一般的な団体見学は認められない。	政務調査費以外の政治活動に伴う支出 日当は報酬で賄うべきである。		¥20,080	視察研修 2/17春日井市(日帰り) 17,080 + 3,000(日当)	内規別表1 (調査旅費 - 旅費) に該当	
5 23	¥43,182	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出		¥43,182	携帯電話 86,372円×1/2=43,182円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
	¥242,578					¥242,578			¥0
コメント: ¥240,000-( ¥255,373- ¥242,578) = ¥227,205が返還必要金額である									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 松本泰典

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 12,18	¥11,243	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 用紙とカートリッジである		¥11,243	インクカートリッジ プリンタ用紙	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	
2 3,5,6,8,11 ,17の一部	¥23,465	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。 「日本教育新聞」4月5月6月は来年度に購入すべきである。	私的活動に伴う支出 本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	附記番号8 7 8:政務調査費受入60,000円 7:読売新聞6月2,875円	¥23,465	読売新聞4~7月分 2,875円×4か月=11,500円 日経新聞5月分4,090円 日本教育新聞22.1~6月 2,625円×6か月( )=15,750円 (請求人はうち年度を越える3か月分のみ主張)	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
3 10,16	¥5,605	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出		¥5,605	文具 ファイル、ノート、スクラップブック等	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	
4 19	¥35,759	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	私的活動に伴う支出 ガソリン代である		¥35,759	ガソリン代 71,519円×1/2=35,759円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
5 20	¥52,553	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出		¥52,553	電話 27,676円 携帯電話 77,430円 計105,106円×1/2=52,553円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
	¥128,625					¥128,625			¥0
コメント: ¥128,625が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 坂口康博

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1,3,5,7,9,11,12,14,19,24,28,29,33,36,38	¥37,977	本代(書籍)	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出		¥37,977	書籍 「数字が語るニッポンの素顔」ほか32冊	内規別表1 (資料購入費 - 図書)に該当	
2 18	¥1,680	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 購入品不明である。		¥1,680	事務用品 CD-R	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等)に該当	
3 4,6,8,15,17,21,26,27,31,34,37,39	¥47,100	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥47,100	毎日新聞 4~3月分 3,925円×12か月 =47,100円	内規別表1 (資料購入費 - 新聞)に該当	
4 35	¥20,080	視察経費	個別調査研究の必要性、有効性が報告さ、その実行したもので相当なものに限り認められる。一般的な団体見学は認められない。	日当は報酬で賄うべきものである。		¥20,080	視察研修 2/17春日井市(日帰り) 17,080 + 3,000(日当)	内規別表1 (調査旅費 - 旅費)に該当	
5 41	¥44,710	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のもの認められない。	私的活動に伴う支出 ガソリン代と高速料金である		¥44,710	ガソリン代 89,421円×1/2=44,710円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
6 40	¥107,073	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 主に携帯とインターネット		¥107,073	電話 33,619円 携帯電話 98,131円 インターネット 82,396円 計214,146円×1/2=107,073円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
	¥258,620					¥258,620			¥0
コメント: ¥240,000 - ( ¥269,560 - ¥258,620 ) = ¥229,060が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:河本光宏

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
2,3,4,6,7,8の一部 10,11,12,14の一部 15,16の一部	¥47,100	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥47,100	朝日新聞 4～3月分 3,925円×12か月=47,100円	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
2 14の一部	¥43,140	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出 4月以降は翌年度の経費で購入すべき、3月議会の質疑とは関連しない		¥43,140	書籍 「自治体情報誌ディーファイ ル」平成22年1月～同12月分 55,000円(請求人はうち4月以降分とする金額のみ主張)	内規別表1 (資料購入費 - 図書) に該当	
3 18	¥41,105	高速料金、 ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のもの認められない。	私的活動に伴う支出 ガソリン代金		¥41,105	ガソリン代 82,211円×1/2=41,105円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
4 17	¥103,601	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 主に携帯とインターネットである		¥103,601	電話 52,612円 FAX 2,140円 携帯電話 84,410円 インターネット 68,040円 計207,202円×1/2=103,601円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
	¥234,946					¥234,946			¥0
コメント: ¥240,000 - ( ¥251,096 - ¥234,946 ) = ¥223,850が返還必要金額である									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 村井恒雄

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 14,23,24	¥33,358	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出		¥33,358	パソコンプリンターインク 17,170円 パソコンプリンターインク、DVD-Rほか 6,688円 A4用紙 9,500円	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	
2 15	¥700	送料、切手、ハガキ	政務調査用のものであることが判るものは認められ、その余は認められない。	私的活動に伴う支出		¥700	ゆうパック代 700円×1件	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報誌等作成費) に該当	
3 22	¥20,080	視察経費	個別調査研究の必要性、有効性が報告され、その実行したもので相当なものに限り認められる。日当は歳費の一部である。	政務調査以外の政治活動に伴う支出 日当は報酬で賄うべきである。		¥20,080	視察研修 2/17春日井市(日帰り) 17,080 + 3,000(日当)	内規別表1 (調査旅費 - 旅費) に該当	
4 3,5,7,8,11,13,17,20,21	¥33,525	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	金額違算	¥33,615	新聞代 読売新聞6~2月分 3,735円×9か月=33,615	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
5 6,12,19	¥7,602	コピー代	調査研究のため必要相当なものはその説明がある範囲で認められる。	私的活動に伴う支出 株式会社学校事務機センターの領収書が添付されているが何の代金か不明である。議員本人は「コピーカウント料」と記入している為コピー代の項目とした		¥7,602	コピーカウント料	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	
6 16	¥3,160	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 クリアホルダー・フラットファイル・ホルダー・ブックエンドと議員が報告しているがジャスコの領収書からは判断できない、現金により支給されているので、ポイント還元のあるカード使用は不当です	16はジャスココーナン商事(株)購入品も相違(現金払) ジャスコでの購入一切なし	¥3,160	文房具代 ボールペン、蛍光ペン、ファイル、修正マーカーほか	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 村井恒雄

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
7 2,25	¥1,100	駐車場代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が判る資料が添付されていない。	私的活動に伴う支出		¥1,100	駐車場代 (住民からの相談ほか)	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
8 26	¥50,223	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が判る資料が添付されていない。	私的活動に伴う支出		¥50,223	ガソリン代 100,447円 × 1/2=50,223円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
9 27,28	¥51,624	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 主に携帯電話である		¥51,624	携帯電話 85,805円 × 1/2=42,902円 電話 17,445円 × 1/2=8,722円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
	¥201,372					¥201,462			¥0
コメント: ¥201,372が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 上田嘉夫

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 3,7,11, 15の一部 18の一部 22の一部 25の一部 28の一部	¥12,340	本代 (書籍)	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	月刊誌プレジデント代である私的活動に伴う支出	金額不一致 附記番号の合計は 14,000円である。	¥14,000	雑誌プレジデント代 4月号ほか 5,840円 雑誌エデュ一年間購読代 8,160円	内規別表1 (資料購入費 - その他) に該当	
2 6の一部, 10,24の一部, 27	¥13,893	写真	政務調査用のものであることが判るものは認められ、その余は認められない。	私的活動に伴う支出	金額不一致 附記番号の合計は 13,913円である。 さらに 附記番号27 ¥840 収支報告書訂正 で除外	¥13,073	写真現像代	内規別表1 (資料作成費 - その他) に該当	
3 4,8,12,13,20, 23,32	¥12,420	送料、 切手、 八ガキ	政務調査用のものであることが判るものは認められ、その余は認められない。	記念切手の購入代金 アノメ9集・ゲゲの鬼太郎・ ふるさと切手	附記番号4 ¥350 収支報告書訂正 で除外	¥12,070	市政報告資料郵送代	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報紙 作成費等)に該当	
4 5,6の一部, 14,21の一部, 24の一部, 29	¥12,738	パソコン機 器、PC用 紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 政務調査にプリンターインク は不要	金額不一致 附記番号の 合計は 14,898円である。	¥14,898	FAXインクリボン プリンターインカートリッジ タップコード コピー用紙 など	内規別表1 (資料作成費 - 事務機 器購入等)に該当	
5 15の一部 18の一部 22の一部 25の一部 28の一部 31	¥19,625	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、 議会にて閲覧可能	金額不一致 附記番号の 合計は 23,550円である。	¥23,550	朝日新聞 平成21年9月～22年2月分 月3,925×6か月	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 上田嘉夫

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
6 6の一部	¥290	コピー代	調査研究のため必要相当なものはその説明がある範囲で認められるが本件は無い。	私的活動に伴う支出		¥290	コピー代	内規別表1 (資料作成費 - その他) に該当	
7 2,19,35	¥33,156	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 アルバム・クリアブック・フラットファイル・ノートの購入である。	附記番号2 収支報告書訂正 ¥4,180 ¥3,141	¥32,117	ボールペン、ファイル、ノート コピー用紙 封筒代	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) (広報・広聴費 - 広報紙作成費等) に該当	
8 16,30	¥210,236	広報紙、市政報告	市の広報内容や一般議会報告を主にした自らの議員活動広報の為に新聞やチラシは、政務調査研究費として認められない。	政務調査以外の政治活動に伴う支出		¥210,236	市政報告書印刷代 封筒代 折込代	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報紙作成費等)に該当	
9 34	¥32,781	高速料金 ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	私的活動に伴う支出 ガソリン代金	附記番号34 収支報告書訂正 ¥32,781 ¥31,256	¥31,256	ガソリン代 62,512円 × 1/2	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
10 33	¥68,457	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出		¥68,457	電話代 4月～3月 28,885円 携帯代 4月～3月 108,029円 計 136,914円 × 1/2	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 上田嘉夫

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他	
11	21の一部	¥15,770	カメラ、什器、事務品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費ではない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	デジタルカメラの代金である		¥15,770	デジタルカメラ メモリーカード	内規別表1 (資料作成費・事務機器購入等)に該当	
12					「コピー機や電子複写機の購入やリース」として、本文に15,770円が記載されているが、該当する支出はない。					
		¥431,706				¥435,717			¥0	
コメント: 購入店のポイント(21の一部コジマ=22,21の一部上新=1480,24の一部上新=19,29上新=20)1541点で1541円分は不法利得である。¥360,000-(¥439,471-¥431,706)=¥352,235が返還必要金額である。										

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 上田光夫

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 6,15, 16の一部	¥10,465	本代 (書籍)	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出 添付されている(再発行)のお買い上げ伝票に記載の書籍名「動物たちの反乱増えすぎるシカ。人里へ出」は茨木市の政務調査と凡そ関係ないものである。	16の一部は 税込924円	¥10,509	図書の購入 「動物たちの反乱」ほか4冊	内規別表1 (資料購入費 - 図書) に該当	
2 2,7,9,10,14, 17,18,23,25, 26	¥43,830	新聞代	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	私的活動に伴う支出 特殊な新聞の購入でもない		¥43,830	日本経済新聞 6~3月 月4,383×10か月	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
3 8,22	¥183,567	カメラ、什器、事務品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費ではない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	不適当な備品購入の支出 政務調査にプロジェクターやボイスレコーダーが必需品ではない。		¥183,567	ボイスレコーダー プロジェクター プリンター ファイル 等 事務機器・事務用品の購入	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	
4 13,24	¥112,710	視察経費	個別調査研究の必要性、有効性が報告され、その実行したもので相当額のものに限り認められる。	茨木市においてサッポロビールの跡地の買取など検討対象となっていないし、芸術的文化施設の建設など検討も議会での提案すら過去何十年間も話題になっておらず、調査研究の必要性ある視察とは認められない。		¥112,710	視察旅費 10/29~30 水戸市・取手市 60,670円 2/15~16 松本市・大町市 52,040円	内規別表1 (調査旅費 - 旅費)に該当	
	¥350,572					¥350,616			¥0
コメント: ¥360,000 - (¥389,046 - ¥350,572) = ¥321,526が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 下野巖

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 2,4,6,9,11,15, 19,21,23,26, 28,30	¥45,300	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥45,300	産経新聞 4～3月 月3,775 × 12か月	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
2 14,17	¥20,250	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	住宅調査をしているのではない。 度して必用であれば、市役所の建築課にある。		¥20,250	茨木市住宅地図 17,850円 月刊誌WEDGE 6か月分 2,400円	内規別表1 (資料購入費 - 図書) (資料購入費 - 定期刊 行物購入費) に該当	
3 13	¥2,300	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出		¥2,300	FAXインクリボン	内規別表1 (資料作成費 - 事務機 器購入等) に該当	
4 3,5,7,10,12, 16,20,22,24, 27,29,33	¥120,000	光熱費	調査研究と直接関係なく、認められない。	日常生活の高熱水道電気代は政務調査と無関係なく報酬で賄うべき生活費である		¥120,000	電気代4月 25,728円ほか 水道代4～5月 11,592円ほか 事務所維持管理費 月額上限10,000円 × 12か月	内規別表1 (事務所費 - 維持管理 費)に該当	
5 31	¥42,350	ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	政務調査以外の政治活動に伴う支出である		¥42,350	ガソリン代 5月分 6,980円ほか 計 84,700円 × 1/2 = 42,350円	内規別表1 (広報・広聴費 - その 他) に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 下野巖

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
632	¥88,488	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出主に携帯とインターネット代金である。		¥88,488	電話・携帯・インターネット代 電話 20,134円 携帯 84,429円 インターネット72,413円 計 176,976 × 1/2 = 88,488円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
	¥318,688					¥318,688			¥0
コメント: 生活費である水・光・熱費と電話代を請求している。政務調査活動の形跡がない。支給額¥318,688が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 中内清孝

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 5,6,10,13,15, 17,22,24,28, 32,35,38	¥91,371	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	毎日、日経は議会にて閲覧可能 スポーツニッポン新聞は政務調査とは特に関係ない	スポーツニッポン新聞は政務調査費としての請求はない。	¥91,371	日本経済新聞 4～3月 月4,383×12か月 読売新聞 4～6月 月3,925×3か月 産経新聞 7～3月 月3,000×9か月	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
2 9,19,26	¥135,200	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	茨木市の政務調査から遺脱して、国政問題である。それでも必要とするならば図書館の利用で充分である。 国会議員の政務調査研究の対象のものである。茨木市議レベルには該当しない。		¥135,200	書籍 「国防問題と領土」 「領土防衛問題」 「政権交代と霞が関改革」	内規別表1 (資料購入費 - 図書) に該当	
3 31	¥156,900	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは除くべきである。	前年度2月3月の政務調査費で請求済みである。政務調査以外の政治活動に伴う支出である。支持者への新年挨拶と自民党の宣伝紙である。		¥156,900	市政報告書 平成22年1月号 @39×4,000=163,800円 うち 23/24を政務調査費で請求	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報紙作成費等)に該当	
4 1,4,8,12,14, 16,21,23,25, 27,30,33,36	¥284,550	ホームページ	不要で認められない。議員としての広告、宣伝が主である。私的財産化される。	私的活動に伴う支出	附記番号27 市政報告封筒代 21,000円が混入	¥263,550	ホームページ管理料 4～3月分 月21,000×12か月  ドメイン・サーバー更新料 11,550円	内規別表1 (資料作成費 - その他) に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 中内清孝

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
537	¥82,201	ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及び其の個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のもの認められない。	政務調査活動を積極的に行なった資料もなく、インターネットと一般紙と、プロ野球の報道を中心とした娯楽紙スポーツニッポンの新聞情報を収集している。通勤や私的利用に使用したガソリン代であり、認められない。	スポーツニッポン新聞は政務調査費としての請求はない。	¥82,201	ガソリン代 164,402円 × 1/2 = 82,201円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
	¥750,222					¥729,222			¥0
コメント: ¥360,000 - (¥892,602 - ¥750,222) = ¥217,620が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:木本保平

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 18	¥144,500	高速料金、 ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のもの認められない。	私的活動に伴う支出		¥144,500	ガソリン代 289,000円 × 1/2=144,500円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
2 2,3,4,6,7,8,11, 12,13,15,16, 17	¥360,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。	私的活動に伴う支出 スタッフの活動内容も不明。 支払先も不明である。		¥360,000	アルバイト賃金 4~3月分 月30,000 × 12か月	内規別表1 (人件費 - アルバイト雇用賃金) に該当	
3 9,19	¥360,000	事務所費	人件費と同様・事務所は調査研究のため不可欠のものでなく、個別必要性もほとんど認め難い。	政務調査以外の政治活動に伴う支出 親族所有の建物である		¥360,000	事務所賃借料 4~3月分 月30,000 × 12か月	内規別表1 (事務所費 - 事務所賃借料) に該当	
	¥864,500					¥864,500			¥0
コメント: 支出額36万円が返還必要金額となる。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:大谷敏子

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 17	¥17,850	本代 (書籍)	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	政務調査に住宅地図はみつようない。住宅調査をしているのではない。	附記番号「12」の誤り	¥17,850	住宅地図代	内規別表1 (資料購入費 - 図書)に該当	
2 4,11,14	¥37,695	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 上質紙5000枚も何の調査に必要か不明である。		¥37,695	インク代 上質紙A4 5,000枚	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等)に該当	
3 2,5,7,9,10,13, 16,18,23,24, 26,19	¥52,175	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能 婦人民主新聞は政党新聞と考えられ、政党調査をしているのではない		¥52,175	朝日新聞 4～11,1～3月 月3,925×11か月 婦人民主新聞 4～7月 9,000円	内規別表1 (資料購入費 - 新聞)に該当	
4 22	¥27,300	ホームページ	不要で認められない。議員としての広告、宣伝が主である。私的財産化される。	私的活動に伴う支出		¥27,300	ホームページサーバー年間代	内規別表1 (資料作成費 - その他)に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:大谷敏子

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
5/27	¥348,000	事務所費	人件費と同様、事務所は調査研究のため不可欠のものでなく、個別必要性もほとんど認め難い。	政務調査以外の政治活動に伴う支出 支払先も契約者も不明である。 文化住宅の一室で近所の人の話では「議員活動に使用されていると聞いたことがない」とのことである。 契約3条に違反している。		¥348,000	事務所賃借料 4～3月分 月29,000円×12か月	内規別表1 (事務所費 - 事務所賃借料) に該当	
6/3,17	¥30,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。	事務所と称する文化住宅で人が出入りしているのを見た人がない 支払先も不明である。		¥30,000	アルバイト賃金 15,000円×2か月	内規別表1 (人件費 - アルバイト雇用賃金) に該当	
7/28	¥96,797	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 携帯電話が主である。		¥96,797	電話代 4月～12月 20,270円 携帯代 4月ほか8か月分 128,596円 インターネット代 4月ほか6か月分 44,729円 計 193,595円×1/2	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
	¥609,817					¥609,817			¥0
コメント: ¥360,000 - (¥637,372 - 609,817) = ¥332,445が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 中村信彦

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 6,8,16,34,41,43	¥19,114	消耗品、文具、封筒など	私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出		¥19,114	PPC用紙、タックシール、インク、封筒	内規別表1(資料作成費 - 事務機器購入等)に該当	
2 3	¥7,644	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出		¥7,644	インク 10,920 × 7/10 = ¥7,644	内規別表1(資料購入費 - 事務機器購入等)に該当	
3 4,9,12,23,46	¥19,625	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥19,625	朝日新聞 4~6月,9月,1月 ¥3,925 × 5か月 = ¥19,625	内規別表1(資料購入費 - 新聞)に該当	
4 7の一部 19,42	¥207,306	広報紙、市政報告	市の広報内容や一般議会報告を種にした自らの議員活動広報の為に新聞やチラシは、政務調査研究費として認められない。本件の添付資料1/8の記載部分の内容は認められる。其の他の部分については認められない。	政務調査以外の政治活動に伴う支出		¥207,306	市議会報告郵送料(5, 8, 1月) ¥50 × 3,774通 × 1/2 = ¥94,350(うち請求人は7/8分 ¥82,556を不適法と主張) ¥50 × 2,451通 × 1/2 = ¥61,275 ¥50 × 2,539通 × 1/2 = ¥63,475	内規別表1(広報・広聴費 - 広報紙作成費等)に該当	
5 11,13,18,20,21,24,31,36,38,40,48	¥21,765	光熱費	事務所費は他の目的(選挙、後援会、その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。	私的活動に伴う支出	合計相違	¥21,755	電気料 8, 12月分 計 ¥12,547 × 1/2 = ¥6,273 水道料 6~翌年1月 計 ¥11,036 × 1/2 = ¥5,518 ガス料 5~7月、9~10月 計 ¥19,934 × 1/2 = ¥9,964	内規別表1(事務所費 - 維持管理費)に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 中村信彦

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
6 50	¥30,650	駐車場代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	私的活動に伴う支出 駐車回数62回と「塚理」議員の129回に次ぎ非常に多い過去の年度においては全議員中突出している。		¥30,650	駐車場代 (面接のため)	内規別表1 (広報・広聴費-その他)に該当	
7 51	¥41,746	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	私的活動に伴う支出		¥41,746	ガソリン代 ¥83,492 × 1/2 = ¥41,746	内規別表1 (広報・広聴費-その他)に該当	
8 52	¥84,971	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 固定、携帯にインターネットと非常に多い		¥84,971	固定電話 3、4、6～10、11月 ¥75,098 × 1/2 = ¥37,549 携帯電話 5、7～9月 ¥61,624 × 1/2 = ¥30,812 プロバイダー 4～8月 ¥66,444 × 1/2 × 1/2 = ¥16,611 (16,610円で計上)	内規別表1 (広報・広聴費-その他)に該当	
9 1,5,10,14,17, 22,29,32,35, 37,44,47,49	¥67,723	カメラ、什器、事務品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	不適切な備品購入の支出 コピー機のリース代金である		¥67,723	複写機リース代 ¥7,875 × 7/10 × 12か月 = ¥66,144 コピー機使用料 ¥25 × 26枚 × 1.05 × 7/10 = ¥477 ¥3 × 500枚 × 1.05 × 7/10 = ¥1,102	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入費)に該当	
	¥500,544					¥500,534			¥0
コメント: ¥420,000 - (¥528,348 - ¥500,544) = ¥392,196が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:安孫子浩子

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
4.6.19, 21の一部	¥12,000	研究会	その必要性と成果が報告され、相当額のものに限り認められる。	政務調査以外の政治活動に伴う支出 日当は報酬で賄うべきである。		¥12,000	東京日帰り主張旅費日当 10/28、11/22、2/10、3/7 ¥3,000×4回 = ¥12,000	内規別表1 (研究研修費 - 旅費) に該当	
	¥12,000					¥12,000			¥0
コメント: 模範議員として賞賛したいが日当は残念である。¥12,000が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字

議員名: 滝ノ上万記

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
14の一部	¥6,300	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出 22年4月5月6月分は翌年度にて購入すべきである		¥6,300	議員NAVI(定期刊行物)年間購読料(21.7~22.6) ¥25,200 (請求人はうち年度を超える3か月分のみ主張)	内規別表1 (資料購入費・定期刊行物購入費)に該当	
25,8	¥360,000	事務所費	事務所費人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的に経費として必要なものは個別的に認める余地は有る。	政務調査以外の政治活動に伴う支出		¥360,000	事務所賃貸料 21.4.1~23.3.31 ¥30,000×12か月 = ¥360,000	内規別表1 (事務所費・事務所賃借料)に該当	
37	¥39,780	視察経費	個別調査研究の必要性、有効性が報告され、その実行したもので相当なものでない。一般的な団体見学は認められない。 報告書の内容からすれば、犬山市の夫々の資料説明を聞いてきただけのことであり、調査には当たらない。資料は電話で取り寄せが出来、出張の必要は無い。	政務調査以外の政治活動に伴う支出		¥39,780	調査旅費 ¥39,780 多治見市、犬山市 21.2.1~21.2.2 泊2日 交通費 ¥18,780 日当 ¥6,000 宿泊料 ¥15,000	内規別表1 (調査旅費・旅費)に該当	
	¥406,080					¥406,080			¥0
コメント: ¥420,000 - (¥424,980 - ¥406,080) = ¥401,100が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:友次通憲

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
12	¥420,000	ホームページ	不要で認められない。議員としての広告、宣伝が主である。私的財産化される。	私的活動に伴う支出		¥420,000	HPリニューアルデータ更新費用	内規別表1(資料作成費 - その他)に該当	
	¥420,000					¥420,000			¥0
コメント: ¥420,000が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:石井強

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 2,6,8,12,17, 20,22,27,28, 32,38	¥8,800	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥8,800	しんぶん赤旗 4月～2月 ¥800×11月分＝¥8,800	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	
2 29	¥2,980	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地もあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出 「現代用語の基礎知識」は全く一般教養誌であり、議員報酬でまかなうべき経費である。		¥2,980	書籍 現代用語の基礎知識	内規別表1 (資料購入費-雑誌) に該当	
3 42	¥29,910	高速料金、 ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	私的活動に伴う支出		¥29,910	ガソリン代 4月～3月 ¥59,820×1/2＝¥29,910	内規別表1 (広報・広聴費-その他) に該当	
4 3,5,9,13, 15,18,23,25, 30,34,36,39	¥240,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別的に認める余地がある。	私的活動に伴う支出 支払先も不明であり、自営業の仕事の手伝いをさせていた可能性もある。		¥240,000	事務所勤務員 4月～3月 ¥20,000×12か月 ＝¥240,000	内規別表1 (人件費-アルバイト雇用賃金) に該当	
5 4,7,10,14, 16,19,24,26, 31,35,37,40	¥120,000	光熱費	調査研究と直接関係がなく、認められない。	私的活動に伴う支出 家庭と自営業店舗の水光熱費で政務調査費ではない。		¥120,000	電気料金 4月～3月 ¥251,242 水道料金 4月～12月 ¥110,309 ガス料金 4月～2月 ¥141,024 うち、事務所維持管理費 月額上限10,000円×12か月	内規別表1 (事務所費-維持管理費) に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:石井強

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
641	¥88,089	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出		¥88,089	固定電話 4月～3月 ¥92,583 携帯電話 4月～3月 ¥83,595 合計 ¥176,178 × 1/2 = ¥88,089	内規別表1 (広報・広聴費-その他) に該当	
	¥489,779					¥489,779			¥0
コメント: ¥420,000 - (¥501,539 - ¥489,779) = ¥408,240が返還必要金額である。.									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 田中総司

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 19,24,32	¥17,808	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 A3紙9000枚、議員活動選挙活動に使用されている		¥17,808	市政報告印刷用紙代 ¥1.36×7,000枚 = ¥9,520 市政報告印刷用インク ¥3,045×2本 = ¥6,090 プリンターインク ¥2,198	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報紙作成等) に該当	
2 5,8,12,16,20, 25,29,33,38, 42,47	¥31,900	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥31,900	しんぶん赤旗 5月～3月 ¥2,900×11か月 = ¥31,900	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
3 15	¥156,360	広報紙、市政報告	市の広報内容や一般議会報告を主にした自らの議員活動広報の為に新聞やチラシは、政務調査研究費として認められない。	議会報告集であり、議員活動集であって政務調査活動報告ではない。		¥156,360	市政報告郵送代 ¥50×2,868通 = ¥143,400 ¥80×162通 = ¥12,960	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報紙作成費等) に該当	
4 41	¥89,670	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは認められない。	議会報告集、議員活動集の印刷であって政務調査活動報告ではない。		¥89,670	市政報告印刷代 ¥25.62×3,500部 = ¥89,670	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報紙作成費等) に該当	
5 28,37	¥153,810	送料	政務調査用のものであることが判るものは認められ、其の余は認められない。	選挙活動のための議員活動紙の送料であり認められない		¥153,810	市政報告郵送代 ¥80×177枚 = ¥14,160 ¥50×2,793枚 = ¥139,650	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報紙作成費等) に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 田中総司

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
645	¥6,524	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものとは認められない。	私的活動に伴う支出 ガソリン代金		¥6,524	ガソリン代 ¥32,623 × 1/5 = ¥6,524.	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
746	¥62,977	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 家庭用固定電話である。		¥62,977	電話通信料 ¥40,796 携帯電話 ¥85,158 合計 ¥125,954 × 1/2 = ¥62,977	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
	¥519,049					¥519,049			¥0
コメント: 返還必要金額は、¥420,000 - (¥525,961 - ¥519,049) = ¥413,088である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 桂睦子

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
2.29 1.35の一部 34.38.40	¥21,678	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	書籍名不明である。組合関係の新聞であり政務調査ではない。本のカバーは調査費ではない	附記番号 :誤記34 36	¥21,678	書籍 「保育白書・保育所保育方針 かんたん逐条解説」ほか 11冊	内規別表1 (資料購入費・図書・雑誌) に該当	
2 19.23	¥6,460	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用できる私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 USBメモリー・いげんにCDを大量に購入済であり保存は可能である。		¥6,460	PCケーブル プリンターインク	内規別表1 (資料作成費・事務機器購入等) に該当	
3 5.7.8 12.14.16 21.24.28 33.37.41.42	¥62,185	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能 週間新社会は政党雑誌である		¥62,185	公明新聞4・5月分・7月～3月分@1,835×11=20,185円 しんぶん赤旗4月～3月分 年間購読料 34,800円 週刊新社会4月～3月分 年間購読料 7,200円	内規別表1 (資料購入費・新聞) に該当	
4 6.9.10.13.15 18.22.25.30	¥180,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別的に認める余地がある。	私的活動に伴う支出 支払先不明である		¥180,000	アルバイト人件費 4月～12月 計9か月分 @20,000×9ヵ月	内規別表1 (人件費・アルバイト雇用賃金)に該当	
5 31	¥31,390	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	不適当な備品購入の支出 デジタルカメラの代金であり 正月に私的利用の目的で 年末に購入している。		¥31,390	デジタルカメラ代	内規別表1 (資料作成費・事務機器購入等) に該当	
6 17	¥1,940	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費ではない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 のり・セロハンテープ・ファイル だいきんである		¥1,940	のり、セロハンテープ、 クリアファイル等	内規別表1 (資料作成費・事務機器購入等) に該当	
	¥303,653					¥303,653			¥0

コメント: クレジットカードの使用はポイント分の不当利得があり、認められない。  
¥ 444,000-(355,545-303,653)=¥ 392,108が返還必要金額である。

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:小林美智子

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 5.10.13.16.18 20.24.26.31. 34.36.39	¥34,800	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥34,800	新聞赤旗4月～3月分 @2,900×12か月	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
2 40の一部 41の一部 42の一部	¥27,067	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	2010年4月以降は翌年度に購入すべきである。		¥27,067	定期刊行物「遊育」 2009.12～2010.11月分 30,000円 定期刊行物「月刊保育情報」 2010.1～2010.12月号分 7,200円 定期刊行物「自治総研」 2009.9～2010.8月号分 4,000円	内規別表1 (資料購入費 - 定期刊 行物購入費) に該当	
3 3.9.11.15.17 19.23.25.27 33.37.38	¥360,000	事務所費	人件費と同様、事務所は調査研究のため不可欠のものでなく、個別必要性もほとんど認め難い。	政務調査以外の政治活動に伴う支出 支払先も不明である。		¥360,000	事務所賃借料 5月～4月分(前払) @30,000×12か月	内規別表1 (事務所費 - 事務所賃 借料) に該当	
4 43	¥17,151	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 支払先も不明である		¥17,151	電話通信料 68,606円×1/4 = 17,151円	内規別表1 (広報・広聴費 - その 他)に該当	
	¥439,018					¥439,018			¥0
コメント:2009年5月16日の「講演とシンポジウム」の参加に際して日当を請求していないことは評価できる。¥444,000-(¥516,668-¥439,018)=¥366,350が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:辰見登

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 2.3.6.7.8.16 .19.22.28.35	¥114,410	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出		¥114,410	パソコン代ほか	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	
2 4.12.13.17 20.23.29.33 37.40.42.44	¥47,100	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥47,100	産経新聞4月～3月分 @3,925×12か月	内規別表1 (資料購入費 - 新聞) に該当	
3 9.10.25 26.31.33	¥326,570	送料	「たつみ登」通信13号14号15号はいずれも政務調査の報告書と認められない。市議会活動の写真集の発送費であり、報酬で賄うべきものである。	私的活動に伴う支出		¥326,570	市政報告書発送費 5月@65×1,605通 @80×66通 10月@65×1,592通 @80×67通 11月@65×1,581通 @80×67通	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報紙作成費等) に該当	
4 45	¥49,084	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のもの認められない。	私的活動に伴う支出 ガソリン代		¥49,084	ガソリン代 98,168円×1/2	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
5 5.11.14.18 21.24.30.34 36.39.41.43	¥360,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別的に認める余地がある。	私的活動に伴う支出 支払先も不明である。		¥360,000	アルバイト料4月～3月分 @30,000×12か月	内規別表1 (人件費 - アルバイト雇用賃金)に該当	
6 46	¥100,607	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 主に携帯電話である。		¥100,607	電話通信料 117,994円 携帯電話通信料 63,960円 インターネット使用料 19,261円 合計 201,215円×1/2 = 100,607円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
	¥997,771					¥997,771			¥0

コメント:ミドリ電化のポイント付与分は不当利得である。クレジットカードの使用はポイント分の不当利得があり、認められない。¥444,000の支給金額が返金必要金額である。

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字

議員名:羽東孝

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 2.4.6.10.12 13.17.19.21 24.26.28	¥360,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別的に認める余地がある。	私的活動に伴う支出 支払先も不明である		¥360,000	アルバイト賃金4月～3月 @30,000×12か月	内規別表1 (人件費 - アルバイト雇用賃金) に該当	
2 3.5.7.9.11 14.16.18.20 23.25.27	¥120,000	光熱費	調査研究と直接関係がなく、認められない。	私的活動に伴う支出 一般家庭の水光熱費である		¥120,000	電気代4月36,600円ほか 年間計 324,501円 うち事務所維持管理費として 月額上限@10,000円×12か月	内規別表1 (事務所費 - 維持管理費) に該当	
	¥480,000					¥480,000			¥0
コメント:調査活動の形跡が見受けられなく、アルバイト代と生活用の光熱水代金のみを政務調査として請求している。支給金額 ¥ 444,000が返金必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:山本隆俊

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 4.10	¥3,250	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 エプソンのプリンターインクの購入代金	附記番号10の金額 2,100円の漏れ	¥5,350	エプソンインク	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等)に該当	
2 19	¥81,309	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のもの認められない。	私的活動に伴う支出 高額ガソリン代である		¥81,309	ガソリン代5月～3月分 @162,619 × 1/2	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
3 1.3.5.6. 8.9.11.13. 14.15.17.18	¥360,000	事務所費	人件費と同様、事務所は調査研究のため不可欠のものでなく、個別必要性もほとんど認め難い。	私的活動に伴う支出 看板とおり後援会事務所である 支払先も不明である。		¥360,000	事務所賃貸料 4月～3月分 @30,000 × 12か月	内規別表1 (事務所費 - 事務所賃借料)に該当	
	¥444,559					¥446,659			¥0
コメント:購入店のポイント(付記 4=98、10=63) 161点で 161円分は不当利得である。 支給額 ¥ 444,000 が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:塚理

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 14	¥22,000	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	医学雑誌と政務調査研究との関係は乏しい。		¥22,000	書籍 日経ヘルスケア 1年分 22,000円	内規別表1 (資料購入費 - 図書) に該当	
2 2,8,9	¥100,900	パソコン機器 デジタルカメラ	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持管理は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体の必要経費ではない。	(請求人記載なし)		¥100,900	パソコン、デジカメ、 用紙、インク	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等)に該当	
3 4の一部	¥67,820	研究会	その必要性と成果が報告され、相当額なものに限り認められる。	政務調査以外の政治活動に伴う支出 4の一部の日当は政務調査費と認められない。報酬で賄うべきである。5の会費は議員活動のためのものであり政務調査には該当しない。6と11は、市議会議員のための研究会であり、政務調査研究ではない。	附記番号記載漏れ:5,6,11	¥67,820	研修会出席 横浜(旅費日当・会費)8,000 名古屋(旅費)19,440 東京(旅費)40,380	内規別表1 (研究研修費 - 旅費・会費) に該当	
4 15	¥44,295	ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のもの認められない。駐車場利用回数129回(付記番号17による)から利用状況を判断すると、6回(桜橋・千里中央・南千里・吹田市役所・新大阪・西天満)を含めて全てJR茨木駅前、阪急茨木市駅前の駐車場を使用していて、全て公共交通機関利用可能な地区である。市外の6箇所についても阪急電鉄又はJRの駅前であり、自家用車を利用する必要性は全く無い。仮に、議員の居住地安威から129回全て自動車を使用した距離は凡そ5000kmであり、1リッター15kmとして換算し1リットル¥150円出計算すれば¥50,000程度になる。駐車場を利用せずに訪問面談をしたのであるなら、自動車を利用しなければならない事情説明が必要である。	私的活動に伴う支出		¥44,295	ガソリン代 計88,591円 1/2=44,295円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:塚理

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
516	¥111,796	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料からわかるものはその通信費はみとめられる。携帯電話の一般維持費は他の利用もあり不相当であり、個別調査活動上の必要性があるのであれば必要資料が求められる。今回は判断資料が無い。	私的活動に伴う支出		¥111,796	携帯電話代 223,593 円 1/2 =111,796円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
617	¥35,700	駐車場代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のもは認められない。129回の駐車場利用で回数の多いが、全てバスや電車の利用可能であり到底政務調査費では認められない。歳費で賄うのであれば問題ない。	私的活動に伴う支出		¥35,700	駐車場代 (市政報告ほか)	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
	¥382,511					¥382,511			¥0
コメント: 購入店のポイント(付記番号2=14,8=344)358点で358円分は不当利得である。¥420,000-(¥424,191-¥382,511)=¥378,320円が返還必要金額である。									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:大野幾子

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
17	¥35,325	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥35,325	毎日新聞(4月~12月) @3,925×9か月	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	
23,6	¥129,640	パソコン機器	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 パソコン代金		¥129,640	パソコン、ラベルシール	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等)に該当	
38	¥27,739	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。市内一円には、阪急バス、近鉄バス、京阪バスの3社が頻繁に発着し、公共交通機関の利用できない地区を特別に調査したのであれば資料を添付すべきである。	私的活動に伴う支出 ガソリン代		¥27,739	ガソリン代(7~3月分) 計55,478 1/2=27,739円	内規別表1 (広報・広聴費-その他) に該当	
49	¥131,445	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 主に携帯電話で高額である。		¥131,445	電話 40,221円 携帯電話 222,670円 計 262,891円 1/2 =131,445円	内規別表1 (広報・広聴費-その他) に該当	
	¥324,149					¥324,149			¥0
コメント:クレジットカードの使用はポイント分の不当利得があり、認められない。¥324,149全てが返還必要金額である、									

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名: 福丸孝之

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 2,10	¥22,420	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 紙5000枚、封筒1000枚、ラベルの購入代金		¥22,420	事務用品 封筒、ラベル	内規別表1 (資料作成費 - 事務機器購入等) に該当	
2 6,7の一部	¥9,375	本代	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものとは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出 「そうだ、発破を売ろう」と「軌を一にして」の本は何の調査目的に必要なのか不明である。「日本教育新聞」は22年4月以降は次年度に購入すべきである。	書籍名誤り:「そうだ、発破を売ろう」「そうだ、葉っぱを売ろう」 1,500円、 12:「軌を一にして」1,970円 7:「日本教育新聞」 21年7月～22年6月 31,500円( ) (うち請求人は年度を超える3か月分のみ主張)	¥11,345	書籍 6:「そうだ、葉っぱを売ろう」 1,500円、 12:「軌を一にして」1,970円 7:「日本教育新聞」 21年7月～22年6月 31,500円( ) (うち請求人は年度を超える3か月分のみ主張)	内規別表1 (資料購入費 - 図書) に該当	
3 16	¥24,360	視察経費	個別調査研究の必要性、有用性が報告され、その実行したもので相当なものに限り認められる。一般的な団体見学は認められない。	政務調査以外の政治活動に伴う支出 日当は調査経費ではない。報酬で賄うべきである。		¥24,360	調査旅費 広島平和記念資料館 1/31 日帰り 交通費21,360 円 日当 3,000円	内規別表1 (調査旅費 - 旅費)に該当	
4 21	¥51,699	広報誌、市政報告	市の広報内容や一般議会報告を主にした自らの議員活動広報の為に新聞やチラシは、政務調査研究費として認められない。福丸通信第2号の内紙面の役1/8は政務調査関係記事(公会計)とみとめらる。沿い害は単なる議員活動報告であり、歳費で賄うべきものである。	政務調査以外の政治活動に伴う支出	附記番号誤り: 21 3の一部	¥51,699	郵送代 65円×909通 59,085円 (うち請求人は59,085円×7/8=51,699円を主張)	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報誌等作成費) に該当	
5 13,14, 17の一部	¥158,655	ホームページ	不要で認められない。議員としての広告、宣伝が主である私的財産化される。	私的活動に伴う支出	附記番号誤り: 17 の一部 8 附記番号8 ¥2,520 収支報告書訂正で除外	¥156,135	ホームページ ブログ契約料金・作成料金 契約料金: 21.11～22.10月分 (840円×12月) 10,080円 作成料金(カスタマイズほか) 146,055円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
6 18	¥4,700	駐車場代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものとは認められない。	私的活動に伴う支出 市政報告の他の駐車料金は政務調査費に当たらない		¥4,700	駐車場代 (市政報告ほか)	内規別表1 (広報・広聴費 - その他)に該当	
	¥271,209					¥270,659			¥0

コメント: ¥420,000 - (¥475,928 - ¥271,209) = ¥215,281円が返還必要金額である、

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:山下慶喜

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」				左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
7 31,44,45,55, 56,59,62,72	¥34,498	本代 (書籍)	書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであり、一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。	私的活動に伴う支出政党誌である 住宅調査をしているのでなく、政務調査に住宅地図や住居表示図は不要である。 社会新報は政党新聞である。		¥34,498	「社会新報」 ほか書籍 11冊	内規別表1 (資料購入費 - 新聞他) に該当	
2 2,7,11,23,24, 32,35,36,40, 48の一部, 52,53,54,61, 66,68,71	¥88,159	パソコン機 器、PC用 紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	私的活動に伴う支出 主に紙代であり市政報告の チラシや、選挙活動に使用 していると思われる	附記番号の誤り 7(誤) 8(正)	¥88,159	紙代ほか	内規別表1 (資料作成費 - 事務機 器購入等) に該当	
3 6	¥9,000	送料、 切手、 ハガキ	政務調査用のものであることが判るものはみとめられ、その余は認められない。	議会報告会は政務調査ではない。		¥9,000	議会報告会お知らせ用葉書代 50円×180枚	内規別表1 (広報・広聴費 - 広報紙 作成費等) に該当	
4 9,14,18,21,25 ,28,43,57,69	¥42,000	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	本件は特殊な新聞ではなく、議会にて閲覧可能		¥42,000	赤旗日刊4月～3月分 3,500円×12か月 = 42,000円	内規別表1 (資料購入費 - 新聞)に 該当	
5 27,60,64	¥16,835	消耗品、文 具、封筒な ど	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費ではない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	選挙活動のハンドマイクは 政務調査ではない。		¥16,835	ハンドマイク用電池 インク、テンキー	内規別表1 (資料作成費 - 事務機 器購入等)に該当	
6 48の一部, 51	¥23,780	カメラ、仕 器、事務品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費ではない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	シュレッダーは政務調査費 ではない 電子辞書は政務調査に必 要品ではない。		¥23,780	シュレッダー 電子辞書	内規別表1 (資料作成費 - 事務機 器購入等)に該当	

監査項目一覧表(措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」中、「支出分類項目の視点と不適法評価の形態」欄に記載された内訳数字は省略した。)

議員名:山下慶喜

措置請求書添付書類「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」					左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
773	¥2,924	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るもの限り認められる。不特定のものは認められない。	私的活動に伴う支出 他の議員に比べて非常に 小額であり二輪車に使用された程度ではあるが、使用目的が不明である		¥2,924	ガソリン代 5,489円 × 1/2=2,924円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
874	¥78,374	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	私的活動に伴う支出 携帯電話とインターネット代金		¥78,374	電話 27,597円 FAX 904円 携帯電話 48,168円 インターネット 80,079円 計 156,748円 × 1/2=78,374円	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
910	¥5,000	ホームページ	不要で認められない。議員としての広告、宣伝が主である。私的財産化される。	私的活動に伴う支出		¥5,000	インターネット、ホームページ サーバー料	内規別表1 (広報・広聴費 - その他) に該当	
	¥300,570					¥300,570			¥0
コメント: 購入店のポイント(付記番号7=320, 24=6, 27=27, 32=10, 35=189, 48=68, 53=50, 54=20, 66=10) 700点で700円分は不当利得である。¥300,570が返還必要金額である。									